

(別紙)

農業経営基盤強化促進法の基本要綱（平成24年5月31日付け24経営第564号農林水産省経営局長通知）一部改正新旧対照表

(下線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>第6 農業経営改善計画の認定制度（第12条から第14条の3まで）</p> <p>1～4 (略)</p> <p>5 専門家等の活用</p> <p><u>6 経営改善計画の変更</u></p> <p><u>7～12 (略)</u></p> <p><u>第10 農業経営発展計画の認定制度（第16条の2から第16条の7まで）</u></p> <p><u>1 認定経営発展法人制度の趣旨</u></p> <p><u>2 農業経営発展計画の作成</u></p> <p><u>3 農業経営発展計画の認定申請</u></p> <p><u>4 農業経営発展計画の認定</u></p> <p><u>5 認定発展計画の監督等</u></p> <p><u>6 認定発展計画の変更</u></p> <p><u>7 認定発展計画の取消し</u></p> <p><u>8 農業経営発展計画の再認定</u></p> <p><u>9 農地法の特例措置</u></p> <p><u>10 関係機関との協力</u></p> <p>第11 (略)</p> <p><u>第12 地域計画推進事業（第18条から第22条の9まで）</u></p>	<p>目次</p> <p>第6 農業経営改善計画の認定制度（第12条から第14条の3まで）</p> <p>1～4 (略)</p> <p>5 専門家の活用 (新設)</p> <p><u>6～11 (略)</u></p> <p>(新設)</p> <p>第10 (略)</p> <p><u>第11 地域計画推進事業（第18条から第22条の8まで）</u></p>

1～13 (略)

14 農地法の特例

15・16 (略)

第13～第18 (略)

別紙7 農業経営発展計画の認定基準

別紙8～12

## 第2 定義

(略)	(略)
-----	-----

なお、法第4条第1項第2号の「木竹の生育に供され、併せて耕作又は養畜の事業のための採草又は家畜の放牧の目的に供される土地」は、いわゆる「混牧林地」と呼ばれる土地で、林業的土地利用と畜産的土地利用との両立を図る土地のことです。

また、法第4条第1項第3号の「農業用施設の用に供される土地」は、いわゆる「農業用施設用地」と呼ばれている土地であり、農業用施設とは、

ア～カ (略)

キ 廃棄された農産物又は廃棄された農業生産資材の処理の用に供する施設（家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第21条第1項の規定による埋却が必要となる場合に備えて管理行為のみが行われる土地を含む。）

ク (略)

第5 農業を担う者の確保及び育成を図るための体制の整備等  
(第11条の11及び第11条の12)

高齢化・人口減少が本格化する中、地域の農業を担う者を幅広く確

1～13 (略)

(新設)

14・15 (略)

第12～第17 (略)

(新設)

別紙7～11

## 第2 定義

(略)	(略)
-----	-----

なお、法第4条第1項第2号の「木竹の生育に供され、併せて耕作又は養畜の事業のための採草又は家畜の放牧の目的に供される土地」は、いわゆる「混牧林地」と呼ばれる土地で、林業的土地利用と畜産的土地利用との両立を図る土地のことです。

また、法第4条第1項第3号の「農業用施設の用に供される土地」は、いわゆる「農業用施設用地」と呼ばれている土地であり、農業用施設とは、

ア～カ (略)

キ 廃棄された農産物又は廃棄された農業生産資材の処理の用に供する施設

ク (略)

第5 農業を担う者の確保及び育成を図るための体制の整備等  
(第11条の11及び第11条の12)

高齢化・人口減少が本格化する中、地域の農業を担う者を幅広く確

保し、育成するため、法第2章第3節において「農業を担う者の確保及び育成を図るための体制の整備等」を規定しています。

この「農業を担う者」とは、認定農業者、認定新規就農者等の担い手や新たに就農しようとする青年等に限らず、①農業経営を営んでいる者、②雇用されて農業に従事している者、③新たに農業を始めようとする者、④委託を受けて農作業を行う事業を実施する者など、農産物の生産活動等に直接関わっている者が幅広く該当するものとしています。

1 農業経営・就農支援センターとしての機能を担う体制の整備  
(1) (略)

(2) 都道府県は、(1)の体制整備に当たっては、就農から定着、経営発展まで一貫してきめ細やかなサポートが行える体制となるよう努めるものとします。

(3) また、関係機関（都道府県の普及指導センター・出先事務所等、市町村、都道府県農業委員会ネットワーク機構、都道府県の区域を事業実施地域とする農地中間管理機構、指導農業士会、経営者会議、公益社団法人日本農業法人協会、農業協同組合及び農業協同組合連合会、融資機関（農協系統金融機関、銀行、信用金庫及び信用協同組合並びに株式会社日本政策金融公庫及び沖縄振興開発金融公庫（以下「公庫」といいます。））、商工系団体（よろず支援拠点、商工会連合会、商工会議所連合会）、中小企業診断士協会、税理士協会、社会保険労務士会、司法書士会等、厚生労働省都道府県労働局及び公共職業安定所等の関係機

保し、育成するため、法第2章第3節において「農業を担う者の確保及び育成を図るための体制の整備等」を規定しています。

この「農業を担う者」とは、認定農業者、認定新規就農者等の担い手や新たに就農しようとする青年等に限らず、①農業経営を営んでいる者、②雇用されて農業に従事している者、③新たに農業を始めようとする者、④委託を受けて農作業を行う事業を実施する者など、農産物の生産活動等に直接関わっている者が幅広く該当するものとしています。

1 農業経営・就農支援センターとしての機能を担う体制の整備  
(1) (略)

(2) 都道府県の体制の整備に当たっては、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）による改正前の法に基づく「青年農業者等育成センター」や従来の予算措置に基づく「経営サポート活動・就農サポート活動」及び「新規就農相談センター」におけるこれまでの知見・ノウハウ・体制等を活かしつつ、就農から経営発展まで一貫してきめ細やかなサポートが行える体制となるよう努めるものとします。

(3) また、関係機関（都道府県の普及指導センター・出先事務所等、市町村、都道府県農業委員会ネットワーク機構、都道府県の区域を事業実施地域とする農地中間管理機構、指導農業士会、経営者会議、公益社団法人日本農業法人協会、農業協同組合及び農業協同組合連合会、融資機関（農協系統金融機関、銀行、信用金庫及び信用協同組合並びに株式会社日本政策金融公庫及び沖縄振興開発金融公庫（以下「公庫」といいます。））、商工系団体（よろず支援拠点、商工会連合会、商工会議所連合会）、中小企業診断士協会、税理士協会、社会保険労務士会、司法書士会等、厚生労働省都道府県労働局及び公共職業安定所等の関係機

関・団体等)は、より効果的に農業を担う者の育成・確保を図るため、相互に連携して体制を整備するよう努めるものとします。

(4) (略)

2・3 (略)

## 第6 農業経営改善計画の認定制度(第12条から第14条の3まで)

1・2 (略)

### 3 経営改善計画の認定申請

認定申請者は、農業経営を営み、又は営もうとする者であって、経営改善計画を作成して認定を受けることを希望する者です。したがって、申請先である市町村又は都道府県の区域内に農用地を所有しない者や現に住所を有していない者も認定申請を行い、認定を受けることができます。

なお、認定申請者が市町村等に対して認定申請を行う際は、農林水産省が提供する農業経営人材育成研修プログラム(<https://agri-educ.maff.go.jp/keiei/>)のうち初級コースを修了していることが分かる資料を添付するよう努めてください。

また、次に掲げる取扱いに留意するものとします。

(1)・(2) (略)

### 4 経営改善計画の認定

(1) (略)

(2) 関係市町村の意見聴取

都道府県知事及び農林水産大臣は、認定をしようとするときは、関係市町村に当該認定に係る経営改善計画の写し

関・団体等)は、より効果的に農業を担う者の育成・確保を図るため、相互に連携して体制を整備するよう努めるものとします。

(4) (略)

2・3 (略)

## 第6 農業経営改善計画の認定制度(第12条から第14条の3まで)

1・2 (略)

### 3 経営改善計画の認定申請

認定申請者は、農業経営を営み、又は営もうとする者であって、経営改善計画を作成して認定を受けることを希望する者です。したがって、申請先である市町村又は都道府県の区域内に農用地を所有しない者や現に住所を有していない者も認定申請を行い、認定を受けることができます。

次に掲げる取扱いに留意するものとします。

(1)・(2) (略)

### 4 経営改善計画の認定

(1) (略)

(2) 関係市町村の意見聴取

都道府県知事及び農林水産大臣は、認定をしようとするときは、関係市町村に当該認定に係る経営改善計画の写し

を送付して意見を聴くものとします。

この場合、当該市町村は、基本構想に照らして適切なものであること等の認定要件に則して適当か否かを判断し、都道府県知事又は農林水産大臣に意見を述べるものとします。この際、認定が適当でない旨の意見を述べる場合は、その理由を併せて示すこととします。

(3) ～ (5) (略)

(6) 経営改善計画の有効期間

経営改善計画の有効期間は、認定日から起算して5年とします。

なお、経営改善計画を変更した場合にあつては、変更前の経営改善計画の有効期間の終期までとなります。

(7) 経営改善計画の審査体制

市町村等は、経営改善計画の認定に当たって、必要に応じて、農業者、農業経営・就農支援センターに登録された専門家及び農業分野に精通している税理士・中小企業診断士等の専門的な知識を有する者などから意見を聴取することができます。

(8) ・ (9) (略)

を送付して意見を聴くものとします。

この場合、当該市町村は、基本構想に照らして適切なものであること等の認定要件に則して適当か否かを判断し、都道府県知事又は農林水産大臣に意見を述べるものとします。この際、認定が適当でない旨の意見を述べる場合は、その理由を併せて示すこととします。

なお、都道府県知事又は農林水産大臣が認定した経営改善計画については、既に関係市町村の認定要件に適合していることが確認されているものであることから、当該経営改善計画を変更し、関係市町村を追加する場合には、当該関係市町村のみに意見を聴けば足り、既に意見を聴いている関係市町村からあらためて意見を聴く必要はありません。

(3) ～ (5) (略)

(6) 経営改善計画の有効期間

経営改善計画の有効期間は、当初認定日から起算して5年とします。

また、経営改善計画を変更した場合は、当該経営改善計画の有効期間は当初認定した経営改善計画の有効期間の終期までとなります。

(7) 経営改善計画の審査体制

市町村等は、経営改善計画の認定に当たって、必要に応じて、農業者及び税理士、中小企業診断士等の専門的な知識を有する者から意見を聴取することができます。

(8) ・ (9) (略)

## 5 専門家等の活用

### (1) 専門家の活用

市町村等は、認定農業者に対し、経営改善計画に沿った経営改善を着実に進められるよう、農業経営・就農支援センターに登録された専門家及び農業分野に精通した税理士・中小企業診断士等の専門的な知識を有する者などの積極的な活用を促してください。

なお、市町村等において、普及指導センター、農業協同組合、農業委員会、融資機関等と連携し、適切に助言等を実施することとしている場合には、これを活用することも差し支えありません。

### (2) 農業経営財務分析システムの活用

市町村等は、認定農業者に対し、経営改善計画の作成又は変更の際して、農林水産省が提供する農業経営財務分析システム (<https://agri-analysis.maff.go.jp/>) を活用するよう促してください。

## 6 経営改善計画の変更

### (1) 経営改善計画の変更申請

認定農業者は、既に市町村等の認定を受けている経営改善計画に、他の市町村の区域を追加する場合の認定申請については、3の(1)と同様に行うものとします。

また、既に都道府県知事又は農林水産大臣の認定を受けている経営改善計画から、一部の市町村の区域を削除する場合の認定申請については、その農業経営を営み又は営もうとする市町村の区域に応じて認定申請を行ってください。

なお、農用地等の所在地や目標年の営農類型などに変更

## 5 専門家の活用

### (新設)

市町村等は、認定農業者に対し、経営改善計画に沿った経営改善を着実に進められるよう、農業経営・就農支援センターに登録された専門家の積極的な活用を促してください。

なお、市町村等において、普及指導センター、農業協同組合、農業委員会、融資機関等と連携し、適切に助言等を実施することとしている場合には、これを活用することも差し支えありません。

### (新設)

### (新設)

があった場合や、農業経営基盤強化資金（農業経営基盤強化資金実施要綱（平成6年6月29日付け6農経A第665号農林水産事務次官依命通知）第3に規定する資金をいいます。以下「スーパーL資金」といいます。）、農業近代化資金（農業経営改善関係資金基本要綱（平成14年7月1日付け14経営第1704号農林水産事務次官依命通知）第2の1の表中の1に規定する資金をいいます。以下同じです。）（同表中の1の①認定農業者向けに限ります。）を活用して行う取組が経営改善計画に記載された農業経営の改善に関する目標に沿った内容でない場合、農業経営基盤強化準備金制度を活用して、取得を予定していなかった農用地や農業生産施設、農業用機械等を新たに導入しようとする場合などにおいて、現在認定を受けている経営改善計画の内容を変更しようとするときは、市町村等に対して当該計画の変更申請を行うものとします。

#### (2) 関係市町村への意見聴取

都道府県知事又は農林水産大臣は、既に認定をした経営改善計画について、その計画の変更申請を受けた際は、変更申請に係るすべての関係市町村に対して、変更申請に係る経営改善計画の写しを送付し、意見を聴くものとします。

ただし、既に認定をした計画に係る関係市町村に対しては、既に認定要件に適合していることを確認した内容と、変更申請に係る当該市町村の区域における計画の内容に相違がない場合は、その関係市町村から改めて意見を聴く必要はありません。

(1)・(2) (略)

(3) 認定の取消手続

行政手続法に配慮した具体的な手続方法については、次に掲げるとおりです。

①～③ (略)

④ 経営改善計画の認定を取り消された者が、スーパーL資金、農業近代化資金又は農林漁業経営資本強化資金（農林漁業経営資本強化資金実施要綱（令和5年3月31日付け4経営第3160号農林水産事務次官依命通知）第2（沖縄県にあっては、農林漁業経営資本強化資金実施要綱（令和5年3月31日付け府沖振第65号内閣府沖縄振興局長通知）第2）に規定する資金をいいます。以下同じです。）を、当該認定を取り消された経営改善計画の達成に必要な資金として借り入れている場合は、当該借入金については繰上償還等の手続が必要となります。このため、市町村等は、当該認定を取り消された者に対し、融資機関等に当該借入金に係る経営改善計画の認定が取り消されたことを報告するよう周知するものとします。

8 経営改善計画の満了に伴う新たな経営改善の目標

(1) (略)

(1)・(2) (略)

(3) 認定の取消手続

行政手続法に配慮した具体的な手続方法については、次に掲げるとおりです。

①～③ (略)

④ 経営改善計画の認定を取り消された者が、農業経営基盤強化資金（スーパーL資金）（農業経営基盤強化資金実施要綱（平成6年6月29日付け6農経A第665号農林水産事務次官依命通知）第3に規定する資金をいいます。）、農業近代化資金（農業経営改善関係資金基本要綱（平成14年7月1日付け14経営第1704号農林水産事務次官依命通知）第2の1の表中の1に規定する資金をいいます。以下同じです。）（同表中の1の①認定農業者向けに限ります。）又は農林漁業経営資本強化資金（農林漁業経営資本強化資金実施要綱（令和5年3月31日付け4経営第3160号農林水産事務次官依命通知）第2（沖縄県にあっては、農林漁業経営資本強化資金実施要綱（令和5年3月31日付け府沖振第65号内閣府沖縄振興局長通知）第2）に規定する資金をいいます。以下同じです。）を、当該認定を取り消された経営改善計画の達成に必要な資金として借り入れている場合は、当該借入金については繰上償還等の手続が必要となります。このため、市町村等は、当該認定を取り消された者に対し、融資機関等に当該借入金に係る経営改善計画の認定が取り消されたことを報告するよう周知するものとします。

7 経営改善計画の満了に伴う新たな経営改善の目標

(1) (略)

(2) このため、市町村等は、関係機関と連携し、認定期間を満了する認定農業者に対して、認定期間満了日までの間に時間的余裕をもって、認定農業者制度の目的・意義等を再度周知した上で、その経営意向を十分確認しつつ、当該認定農業者が新たな経営改善に継続して取り組むことが見込まれる場合は、新たな経営改善計画（以下「新計画」といいます。）の作成を促すことが必要です。

このとき、新計画の認定を希望する認定農業者は、期間を満了する経営改善計画（以下「旧計画」といいます。）の実践結果について、農業経営・就農支援センターに登録された専門家及び農業分野に精通している税理士・中小企業診断士等などからの助言等を受け、その達成状況についての適切な分析と課題の把握を行い、新計画を作成するよう努めるものとします。

(3) 認定期間を満了する認定農業者から新計画の認定申請があった場合には、市町村等は、旧計画の計画内容とその達成状況を農業経営・就農支援センターに登録された専門家及び農業分野に精通している税理士・中小企業診断士などからの助言等を踏まえて十分に分析し、新計画の実現可能性を総合的に検討した上で、新計画の認定の可否を判断してください。

9～12 (略)

第7 青年等就農計画の認定制度（第14条の4から第15条まで）

1～6 (略)

7 青年等就農計画の取消し

(1) 取消事由

青年等就農計画の取消事由は、次によるものとします。

(2) このため、市町村等は、関係機関と連携し、認定期間を満了する認定農業者に対して、認定期間満了日までの間に時間的余裕をもって、認定農業者制度の目的・意義等を再度周知した上で、その経営意向を十分確認しつつ、当該認定農業者が新たな経営改善に継続して取り組むことが見込まれる場合は、新たな経営改善計画（以下「新計画」といいます。）の作成を促すことが必要です。

このとき、新計画の認定を希望する認定農業者は、期間を満了する経営改善計画（以下「旧計画」といいます。）の実践結果について、専門家からの助言等を受け、その達成状況についての適切な分析と課題の把握を行い、新計画を作成するよう努めるものとします。

(3) 認定期間を満了する認定農業者から新計画の認定申請があった場合には、市町村等は、旧計画の計画内容とその達成状況を専門家からの助言等の内容等を踏まえて十分分析し、新計画の実現可能性を総合的に検討した上で、新計画の認定の可否を判断してください。

8～10 (略)

第7 青年等就農計画の認定制度（第14条の4から第15条まで）

1～6 (略)

7 青年等就農計画の取消し

(1) 取消事由

青年等就農計画の取消事由は、次によるものとします。

①・② (略)

③ 法人にあつては第7の3(1)ウに掲げる要件を満たさなくなったとき。

(2)・(3) (略)

8～13 (略)

## 第10 農業経営発展計画の認定制度(第16条の2から第16条の7まで)

### 1 認定経営発展法人制度の趣旨

認定経営発展法人制度は、将来にわたる国民に対する食料の安定供給の確保に向け、地域の人と農地の受け皿となる農地所有適格法人の経営基盤の強化を促進するため、農地所有適格法人が出資による食品事業者等との連携措置を通じて農業経営を発展させるための計画を農林水産大臣が認定し、認定を受けた農地所有適格法人に対して、農地法第2条第3項第2号に規定する議決権要件の特例措置を講じようとするものです。

### 2 農業経営発展計画の作成

農業経営発展計画(法第16条の2第1項に規定する農業経営発展計画をいいます。以下同じです。)の認定を申請する農地所有適格法人(以下「発展計画申請法人」といいます。)が作成する農業経営発展計画は、様式第1号によるものとします。

発展計画申請法人は、農業経営発展計画に法第16条の2第2項第5号ハ又は第6号イ若しくはロに掲げる事項を記載する場合は、認定を受けた後遅滞なく権利を取得し又は転用す

①・②

③ 法人にあつては第7の2の3(1)ウに掲げる要件を満たさなくなったとき。

(2)・(3) (略)

8～13 (略)

(新設)

る予定のもののみを記載することとします。

なお、農業経営発展計画においては、法第16条の4第1項から第3項までの規定に基づく農地法の特例を受けない権利移動及び転用についても、農業経営発展計画の達成に支障を及ぼすおそれがないか等を確認することを目的として必須記載事項としています。

### 3 農業経営発展計画の認定申請

発展計画申請法人は、様式第2号による申請書に農業経営発展計画その他必要な書類を添えて農林水産大臣に提出する必要があります。添付書類のうち経営改善計画の認定を受けている又は受けていた期間が通算5年以上であることを証する書面として、経営改善計画の認定通知書の写し等を提出するものとします。

発展計画申請法人が複数の市町村にまたがってその農業経営を行う場合、発展計画申請法人は、所有権又は使用及び収益を目的とする権利を有する農用地が所在する区域において作成された全ての地域計画に農業を担う者として記載されている又は記載される見込みがある必要があります。国は、提出された地域計画の写しに発展計画申請法人に関する記載を確認できない場合、当該地域計画を策定した市町村に情報提供を求めるものとします。

また、発展計画申請法人の定款には、農用地について所有権若しくは使用及び収益を目的とする権利を設定し、若しくは移転し、又はその耕作又は養畜の事業に供すべき農地を農地以外のものにする決定や、取締役の選解任の決定についての株主総会の決議が、会社法（平成17年法律第86号）第309条第2項に定める決議によらなければならないことが定めら

れている必要があります。

#### 4 農業経営発展計画の認定

##### (1) 農業経営発展計画の認定基準

農林水産大臣が農業経営発展計画の認定を行う際の具体的な認定基準は、別紙7に掲げるとおりとします。

##### (2) 農業委員会又は都道府県知事等の同意

農林水産大臣は、発展計画申請法人により提出された農業経営発展計画（以下「申請発展計画」といいます。）に発展計画申請法人が所有権又は使用及び収益を目的とする権利を取得しようとする農用地（農地法第3条第1項の許可を受けなければならないものに限ります。）が記載されているときは、当該農用地の所在する市町村の農業委員会に対し協議するものとします。

当該農業委員会は、農地法第3条第2項の許可要件に則して適当であると認めるときは、同意をするものとします。同意をする場合にあつては参考様式第9-1号を、同意をしない場合にあつては参考様式第9-2号を参考に回答してください。

また、農林水産大臣は、申請発展計画に発展計画申請法人が農地以外のものにしようとする農地（農地法第4条第1項の許可を受けなければならないものに限ります。）又は農用地以外のものの用に供しようとするため、所有権又は使用及び収益を目的とする権利を取得しようとする農用地（農地法第5条第1項の許可を受けなければならないものに限ります。）が記載されているときは、当該農用地の所在する都道府県知事等（農地法第4条第1項に規定する都道府県知事等をいいます。以下同じです。）に対し協議

するものとします。

当該都道府県知事等は、参考様式第9-3号により農業委員会の意見を聴いた上で、農地法第4条第6項又は第5条第2項の許可要件に則して適当であると認めるときは、同意をするものとします。同意をする場合にあっては参考様式第9-4号を、同意をしない場合にあっては参考様式第9-5号を参考に回答してください。

なお、農業委員会は、法第16条の2第6項の規定により意見を述べようとするとき（30アールを超える農地転用に係るものであるときに限ります。）は、あらかじめ、都道府県農業委員会ネットワーク機構の意見を聴く必要がありますので、参考様式第9-3を参考に協議書を作成してください。

### (3) 農業経営発展計画の認定の処理期間

認定に要する標準的な処理期間は、1か月とします。農林水産大臣から農業委員会又は都道府県知事等へ協議を行う場合は、追加的に日数を要します。

農業委員会は、農林水産大臣より農地法第3条第1項の許可に係る事項が記載された申請発展計画の協議を受けた場合、当該協議があった日の翌日から起算して4週間以内に農林水産大臣に回答するものとします。

都道府県知事等は、農林水産大臣より農地法第4条第1項又は第5条第1項の許可に係る事項が記載された申請発展計画の協議を受けた場合、農業委員会へ意見聴取を行った上で2週間以内（農業委員会へ意見聴取を行う日数を除く。）に農林水産大臣に回答するものとします。農業委員会は、都道府県知事等から当該意見聴取があったときは、当該意見聴取があった日の翌日から起算して3週間以内

(都道府県農業委員会ネットワーク機構の意見を聴く場合は、4週間以内とします。)に都道府県知事等に回答するものとしますが、農業委員会と都道府県農業委員会ネットワーク機構の意見が異なる等特段の事情がない限り、速やかに手続を行ってください。

また、農業経営発展計画の変更の認定については、変更箇所についてのみ必要な確認を行うものであることから、標準的な処理期間にかかわらず速やかに手続を行うものとします。

#### (4) 農業経営発展計画の認定の通知

農林水産大臣が農業経営発展計画の認定を行ったときは、認定した旨を発展計画申請法人に通知するとともに、申請書の写しを付してその旨を都道府県知事等及び同意市町村に通知するものとします。同意市町村にあつては、農業委員会にその旨を連絡するものとします。

農林水産大臣が認定要件に適合しないと判断し認定しないときは、認定しない旨及びその理由を発展計画申請法人に通知するものとします。

#### (5) 認定発展計画の有効期間

認定発展計画の有効期間は、当該認定発展計画に記載された農業経営発展計画の期間とします。また、当該認定発展計画を変更した場合も同様です。

農業経営発展計画の始期は、申請から認定までの標準的な処理期間等を考慮して設定するよう留意してください。

### 5 認定発展計画の監督等

認定経営発展法人は、毎事業年度の終了後3か月以内に、農林水産大臣に認定発展計画に記載した農業経営の発展に関

する目標を達成するためとるべき措置の実施状況等について、様式第5号により報告する必要があります。

また、これに限らず、農林水産大臣は、認定発展計画の適正かつ効果的な実施を確保するために必要があると認めるときは、認定経営発展法人に対して、必要な報告を求めることができます。必要があると認めるときとは、例えば売上高等の農業経営に関する数値が認定発展計画に記載された目標値から大幅に乖離しており、このままでは目標を計画通りに達成することが困難となる見込みがあること、当該措置が当初の計画よりも大幅に遅延していること等を実施状況報告書等において確認したときが考えられます。

加えて、農林水産大臣は、法第30条の2の規定に基づき、農業委員会に対し、認定経営発展法人が行った農地法第6条の規定に基づく報告の内容について情報提供を求めるものとします。

農林水産大臣は、実施状況報告書等において法第16条の6第3項各号に掲げる場合に該当することを認めたときは、相当の期限を定めて必要な措置を講ずべきことを勧告するものとします。

## 6 認定発展計画の変更

認定経営発展法人は、認定発展計画に記載された農業経営の発展に関する目標を変更する場合、物資又は役務の取引の推進等の措置を変更する場合、認定発展計画に記載されていない新たな農用地について所有権又は使用及び収益を目的とする権利を取得しようとする場合等には、当該変更について様式第3号により農林水産大臣の認定を受ける必要があります。

なお、農業経営発展計画の期間を延長する変更を行う場合、延長後の期間は、当初の認定発展計画の始期から10年以内とする必要があります。

また、認定経営発展法人は、認定発展計画について、認定経営発展法人の主たる事務所の所在地を変更すること、認定発展計画に記載された農地が転用された後、認定経営発展計画から当該農地の記載を削除すること等の軽微な変更を要するときは、変更があったときから1か月以内に、様式第4号によりその旨を農林水産大臣に届け出る必要があります。

## 7 認定発展計画の取消し

認定発展計画の取消事由は、法第16条の3第3項に規定するとおりです。

農林水産大臣は、認定経営発展法人が認定の取消事由に該当するに至った場合又は該当するおそれがある場合には、認定経営発展法人に対する是正指導や助言に努めるとともに、これらの指導等にもかかわらず、認定の取消事由に該当する状態が長期にわたって続き、その改善が見込まれないと判断した場合には、当該認定の取消しを行うこととします。

農林水産大臣は、取消しが相当と判断した場合には、認定の取消しを決定し、その対象となる認定経営発展法人に対しその旨を通知するとともに、都道府県知事等及び同意市町村に通知するものとします。同意市町村にあつては、農業委員会にその旨を連絡するものとします。

## 8 農業経営発展計画の再認定

認定発展計画の取組の終期を迎える認定経営発展法人が、継続的に農業経営の発展を図るためには、そのときの経営環

境に適切に対応しつつ、経営内容を点検し、改善すべき点を明確に意識した上で新たな経営発展の目標を設定し、提携事業者（認定経営発展法人の物資又は役務の取引の相手方をいいます。以下同じです。）と連携した取組の深化を通じて計画的に経営発展を図っていくことが重要です。農業経営発展計画の認定期間満了後も、引き続き、議決権要件の特例を受けて提携事業者と連携していくことを志向する認定経営発展法人は、時間的余裕をもって新たな農業経営発展計画（以下「新計画」といいます。）を作成してください。

農林水産大臣は、認定期間の満了を迎える認定経営発展法人から新計画の認定申請があった場合には、改めて認定基準に照らした上で、再認定の可否を判断します。なお、新計画においても取組期間は、10年以内とします。

再認定を受けず、農業経営発展計画の認定期間が満了した場合には、農業関係者が3分の1超を占めることとする議決権要件の特例が適用されなくなるため、農業関係者が過半を占めることとする通常の議決権要件を満たす必要があります。

## 9 農地法の特例措置

### (1) 農地法の許可みなし

認定経営発展法人に係る農用地の権利移動等について、認定経営発展法人は次に掲げる農地法の特例措置を受けることができます。

- ① 認定経営発展法人が認定発展計画に従って農用地について所有権又は使用及び収益を目的とする権利を取得する場合には、農地法第3条第1項の許可があったものとみなす。

② 認定経営発展法人が認定発展計画に従って農地を農地以外のものにする場合には、農地法第4条第1項の許可があったものとみなす。

③ 認定経営発展法人が認定発展計画に従って農用地を農用地以外のものにするため当該農用地について所有権又は使用及び収益を目的とする権利を取得する場合には、農地法第5条第1項の許可があったものとみなす。

他方、認定経営発展法人が農用地の権利の譲渡人となる場合、当該権利移動について記載された農業経営発展計画の認定を受けていないときは、農地法第3条第1項及び第5条第1項の規定による許可を受けることができません。

なお、農地中間管理機構の農用地利用集積等促進計画による権利移動、市街化区域内の農地転用、経営改善計画による農地転用等の法第16条の4第1項から第3項までの規定に基づく農地法の特例を受けない権利移動及び転用については、別途所要の手続をとる必要があります。

#### (2) 農地所有適格法人の議決権要件の特例措置

提携事業者である食品事業者等が認定発展計画に従って認定経営発展法人に出資している場合、農地法第2条第3項第2号に掲げる農地所有適格法人の議決権に係る要件が緩和されます。この場合、当該食品事業者等は、最大3分の2未満まで認定経営発展法人に出資することが可能となりますが、議決権要件以外の要件に変更はないため、引き続き当該要件を満たす必要があること、当該要件を満たさなくなった場合には認定発展計画の取消しの対象となることに留意してください。

#### (3) 農業経営発展計画の認定の取消し又は認定発展計画の期間が満了した場合

認定経営発展法人が認定を取り消された場合又は認定発展計画の期間が満了した場合は、通常の農地所有適格法人における議決権の割合についての制限が適用されることとなり、これにより当該法人が議決権要件を欠くに至る場合には、当該法人が農業関係者以外の者から株式を買い取る、農業関係者に新株を発行する等の方法により再び議決権要件を充足するよう、農業委員会は、国と連携して当該法人を指導するものとします。

また、当該法人が農地所有適格法人の要件を再び充足することが困難となった場合には、農地法第7条の規定による農用地の買収の対象となります。

#### 10 関係機関との協力

農林水産大臣は、農業経営発展計画の認定等に関する事務を実施するため必要があると認めるときは、関係行政機関等に対し、情報提供その他の協力を求めることができます。必要があるときとは、例えば、申請発展計画の地域計画への寄与についての認定要件を審査する際、発展計画申請法人の営農の実態に関し農業委員会等から情報提供を求める必要があるとき、農業委員会又は都道府県知事等の協議に対する回答に関する詳細な情報を知り得る必要があるとき等が考えられます。

また、認定後においても、認定経営発展法人が認定要件を遵守し、計画に基づく措置を行っているか、国が責任をもって監督するため、農業委員会等に対し、当該認定経営発展法人の農用地の利用状況に関する情報の提供等を求めることがあります。

#### 第11 農業経営基盤強化促進事業（第17条）

農業経営基盤強化促進事業は、法第4条第3項各号に定める地域計画推進事業、農用地利用改善事業の実施を促進する事業等をいいます。

本事業の実施の原則としては、

- ① （略）
- ② 都市計画法第7条第1項の市街化区域と定められた区域（当該区域以外の区域に存する農用地と一体として農業上の利用が行われている農用地の存するものを除き、同法第23条第1項の規定による協議を要する場合にあっては当該協議が調ったものに限ります。以下「市街化区域」といいます。）では、農業経営基盤強化促進事業を行わないこととされています。

なお、農業経営基盤強化促進事業と他の土地利用との調整については、別紙8のとおりです。

#### 第12 地域計画推進事業（第18条から第22条の9まで）

##### 1 地域計画推進事業の趣旨

地域計画推進事業は、市町村が地域の農業者等の協議の結果を踏まえ、農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため、当該協議の対象となった農業上の利用が行われる農用地等の区域における農業経営基盤の強化の促進に関する計画である地域計画を定め、その中で地域の農業の将来の在り方や目指すべき将来の農用地利用を目標地図として明確化し、その実現に向けて、農地中間管理機構による農地中間管理事業及び特例事業を通じて農用地について利用権の設定等を促進し、農用地の効率的かつ総合的な利用の推進を図る事業です。

#### 第10 農業経営基盤強化促進事業（第17条）

農業経営基盤強化促進事業は、法第4条第3項各号に定める地域計画推進事業、農用地利用改善事業の実施を促進する事業等をいいます。

本事業の実施の原則としては、

- ① （略）
- ② 都市計画法第7条第1項の市街化区域と定められた区域（当該区域以外の区域に存する農用地と一体として農業上の利用が行われている農用地の存するものを除き、同法第23条第1項の規定による協議を要する場合にあっては当該協議が調ったものに限ります。以下「市街化区域」といいます。）では、農業経営基盤強化促進事業を行わないこととされています。

なお、農業経営基盤強化促進事業と他の土地利用との調整については、別紙7のとおりです。

#### 第11 地域計画推進事業（第18条から第22条の8まで）

##### 1 地域計画推進事業の趣旨

地域計画推進事業は、市町村が地域の農業者等の協議の結果を踏まえ、農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため、当該協議の対象となった農業上の利用が行われる農用地等の区域における農業経営基盤の強化の促進に関する計画である地域計画を定め、その中で地域の農業の将来の在り方や目指すべき将来の農用地利用の姿である目標地図を明確化し、その実現に向けて、農地中間管理機構による農地中間管理事業及び特例事業を通じて農用地について利用権の設定等を促進し、農用地の効率的かつ総合的な利用の推進を図る事業です。

基本構想を策定している市町村は、市街化区域を除き、都市部や中山間地域の別に関わらず、地域計画を策定するものとしします。

また、経済財政運営と改革の基本方針2021（令和3年6月21日閣議決定）において「市町村が策定する計画は特段の支障がない限り原則として共同策定を可能とする。」とされたことを踏まえ、地域計画については、複数の市町村による共同策定を可能としします。

なお、農地中間管理機構は、地域計画の区域外についても、農地中間管理事業及び特例事業を通じて利用権の設定等を行うことができます。

## 2 農業者等による協議の場の設置等

地域計画は区域における農業の将来の在り方や農用地の具体的な利用を明確化するものであることから、協議の場においてできるだけ幅広く関係者の意見が出され、その結果を踏まえ、作成されることが重要です。

### (1) 協議の場の設置（第18条第1項）

市町村は、自然的経済的社会的諸条件を考慮して一体として地域の農業の健全な発展を図ることが適当であると認められる区域ごとに協議の場を設けることとし、具体的には、地形や水利等の自然的条件、農産物の生産状況や圃場整備の状況等の経済的條件、自治会や校区等の社会的条件を考慮し、農用地の集約化等に向けた取組について、農地の出し手や受け手の話合いや合意形成が行いやすく、地域農業の持続的な発展が見込まれ、その取組の着実な実現が図られると考えられる区域ごとに協議の場を設けるものとしします。

基本構想を策定している市町村は、市街化区域を除き、都市部や中山間地域の別に関わらず、地域計画を策定するものとしします。

また、経済財政運営と改革の基本方針2021（令和3年6月21日閣議決定）において「市町村が策定する計画は特段の支障がない限り原則として共同策定を可能とする。」とされたことを踏まえ、地域計画については、複数の市町村による共同策定を可能としします。

なお、農地中間管理機構は、地域計画の区域外についても、農地中間管理事業及び特例事業を通じて利用権の設定等を行うことができます。

## 2 農業者等による協議の場の設置等

地域計画は区域における農業の将来の在り方や農用地の具体的な利用の姿を示すものであることから、協議の場においてできるだけ幅広く関係者の意見が出され、その結果を踏まえ、作成されることが重要です。

### (1) 協議の場の設置（第18条第1項）

市町村は、自然的経済的社会的諸条件を考慮して一体として地域の農業の健全な発展を図ることが適当であると認められる区域ごとに協議の場を設けることとし、具体的には、地形や水利等の自然的条件、農産物の生産状況や圃場整備の状況等の経済的條件、自治会や校区等の社会的条件を考慮し、農用地の集約化等に向けた取組について、農地の出し手や受け手の話合いや合意形成が行いやすく、地域農業の持続的な発展が見込まれ、その取組の着実な実現が図られると考えられる区域ごとに協議の場を設けるものとしします。

協議の場の設置及び協議する事項の考え方は別紙9に掲げるとおりです。

(2) 協議の進め方

① (略)

② 協議の場を開催する準備 (第18条第2項)

協議に当たって、市町村は、協議に係る区域の関係者の理解と協力を得るため、農業委員会の情報提供を受け、地域の農業者の年齢別構成(70歳以上の者の就農の状況など、一定年齢階層の状況をまとめて記載することが有効です。)及び農業後継者の確保状況等の情報を基に作成した地図を活用した情報の提供やその他の必要な措置を講ずることとしています。

(i) 協議の場において活用する地図は、対象区域の農用地利用の現況を客観的に把握するためのものです。なお、地図の作成に当たっては、全国農業会議所が運用する農業委員会サポートシステムを活用することが適当です。

(ii) ~ (v) (略)

③ 協議の場の参加者

ア 協議の場への参加

協議の場に、具体的にどのような方々に話し合いに参加してもらうかについては地域の実情に応じて市町村が判断していただいて構いませんが、地域計画は地域の農業の将来の在り方等を関係者が皆で考える重要な取組であるため、下記のようにできるだけ幅広く関係者から意見を聴くことが重要です。ただし、協議への参加は義務ではありません。

(i) 農業者(集落の代表者、認定農業者、集落営農、入

協議の場の設置及び協議する事項の考え方は別紙8に掲げるとおりです。

(2) 協議の進め方

① (略)

② 協議の場を開催する準備 (第18条第2項)

協議に当たって、市町村は、協議に係る区域の関係者の理解と協力を得るため、農業委員会の情報提供を受け、地域の農業者の年齢別構成(70歳以上の者の就農の状況など、一定年齢階層の状況をまとめて記載することが有効です。)及び農業後継者の確保状況等の情報を基に作成した地図を活用した情報の提供やその他の必要な措置を講ずることとしています。

(i) 協議の場において活用する地図は、対象区域の農用地利用の現況を客観的に把握するためのものです。なお、地図の作成に当たっては、農林水産省地理情報共通管理システム(以下「eMAFF地図」といいます。)を活用することが適当です。

(ii) ~ (v) (略)

③ 協議の場の参加者

ア 協議の場への参加

協議の場に、具体的にどのような方々に話し合いに参加してもらうかについては地域の実情に応じて市町村が判断していただいて構いませんが、地域計画は地域の農業の将来の在り方等を関係者が皆で考える重要な取組であるため、下記のようにできるだけ幅広く関係者から意見を聴くことが重要です。ただし、協議への参加は義務ではありません。

(i) 農業者(集落の代表者、認定農業者、集落営農、入

作農業者、10年後の農用地等の継続的な利用が見込まれる農業者、10年後までに農用地等の出し手になると見込まれる農業者、新規就農者、女性農業者、若手農業者、農業法人、新たに地域で農業を行う企業や新規就農希望者等)

(ii) ~ (ix) (略)

イ (略)

#### ④ 協議の場の運営

市町村は、協議の日時・場所・内容等を調整しながら③の参加者に呼びかけ、協議の場を開催するものとします。

この際、市町村の職員、農業委員、農地利用最適化推進委員、普及指導員等が協議の進行役を務め、話し合いを進めてください。

地域の実情に応じて、協議を円滑に進めるための専門人材（農地中間管理機構、都道府県農業会議、農業協同組合、土地改良区の職員やこれらのOBなど）を活用することも考えられます。

また、協議の場の開催については、対面による開催に加え、オンラインによる開催が基本です。このほか、地域の状況に応じてホームページや書面による開催など簡易な方法も可能ですが、あらかじめ開催方法を協議して定めてください。

なお、協議の場は、地域や農業関係機関が主導で開催することもできますが、市町村にあらかじめ場所や日時などを報告してください。

#### ⑤ 関係機関の役割

協議の場における関係機関の役割分担は下記のとおり

作農業者、10年後の農用地等の継続的な利用が見込まれる農業者、10年後までに農用地等の出し手になると見込まれる農業者、新規就農者、女性農業者、若手農業者、新たに地域で農業を行う新規就農希望者等)

(ii) ~ (ix) (略)

イ (略)

#### ④ 協議の場の運営

市町村は、協議の日時・場所・内容等を調整しながら③の参加者に呼びかけ、協議の場を開催するものとします。

この際、市町村の職員、農業委員、農地利用最適化推進委員、普及指導員等が協議の進行役を務め、話し合いを進めてください。

地域の実情に応じて、協議を円滑に進めるための専門人材（農地中間管理機構、都道府県農業会議、農業協同組合、土地改良区の職員やこれらのOBなど）を活用することも考えられます。

(新設)

#### ⑤ 関係機関の役割

協議の場における関係機関の役割分担は下記のとおり

です。なお、関係機関が協議の場において提供する資料の考え方は別紙9に掲げるとおりです。

(i) (略)

(ii) 市町村は、全体の進捗管理を行うとともに、関連する市町村段階の計画や協定を参考に地域計画の作成を進めてください。また、協議の場の運営に当たっては、実のある協議が展開されるよう、幅広い関係者に協議の場への参加を呼び掛けるほか、コーディネーターの派遣や、新規就農者等や後継者などの情報提供、受け手となる担い手による話合いの機会の提供等により、充実した協議を行うことが重要です。

(iii) ~ (vi)

#### ⑥ 協議の結果の公表

市町村は、協議の結果を取りまとめ、インターネットや掲示など、関係者だけでなく地域住民にもアクセスしやすい方法で公表するものとします（協議の結果の様式は参考様式第5-1号を参照してください。）。なお、地域や農業関係機関が主導で開催した旨の報告を受けた場合も同様です。

⑦ (削る。)

です。なお、関係機関が協議の場において提供する資料の考え方は別紙9に掲げるとおりです。

(i) (略)

(ii) 市町村は、全体の進捗管理を行うとともに、関連する市町村段階の計画や協定を参考に地域計画の作成を進めてください。また、協議の場の運営に当たっては、コーディネーターの派遣や、新規就農者等や後継者などの情報提供、受け手となる担い手による話合いの機会の提供等により、充実した協議を行うことが重要です。

(iii) ~ (vi)

#### ⑥ 協議の結果の公表

市町村は、協議の結果を取りまとめ、インターネットや掲示など、関係者だけでなく地域住民にもアクセスしやすい方法で公表するものとします（協議の結果の様式は参考様式第5-1号を参照してください。）。

⑦ 旧農地中間管理事業法第26条に基づく協議の結果の活用  
農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）による改正前の農地中間管理事業の推進に関する法律第26条第1項に規定する農業者等による協議の場において、当該区域における農業の将来の在り方、農業上の利用が行われる農用地等の区域、その他農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項について、既に話合いが行われている場合、その話合いの結果を、地域計画の協議の場の結果とみなすことが

### 3 地域計画の作成

市町村は、2の協議の結果を踏まえ、参考様式第5-2号により地域計画を定めるものとします。この際、都道府県は、市町村による地域計画の作成状況を確認し、その円滑な作成に向け、進捗管理を行ってください。

地域計画は、基本構想の期間につき定めるものとし、地域農業の実情を踏まえ農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため適切な水準に至った段階で地域計画を定めるという法第18条及び第19条の趣旨から、協議の結果の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図る見地から相当であると市町村が認めた場合に定められます。この際、相当であると認められない場合は、地域計画の作成に向け、次の協議を円滑に実施するための措置を講じてください。

(1) (略)

(2) 目標地図の作成

市町村は、(1)の③の目標として、(1)の①の区域において農業を担う者ごとに利用する農用地等を定め、目標地図に表示するものとします。目標地図の考え方については、別紙10のとおりです。

また、地域計画には、農業を担う者として、その後の10年間につき、農業経営を営むことが見込まれる者又は委託を受けて農作業を行うことが見込まれる者を記載するものとします。

なお、「農業を担う者」としては、将来において農用地等を利用する者として以下の者が考えられます。

(i) ~ (iii) (略)

また、農業を担う者として位置付けられた者が不測の事

できます。

### 3 地域計画の作成

市町村は、2の協議の結果を踏まえ、参考様式第5-2号により地域計画を定めるものとします。この際、都道府県は、市町村による地域計画の作成状況を確認し、その円滑な作成に向け、進捗管理を行ってください。

地域計画は、基本構想の期間につき定めるものとし、地域農業の実情を踏まえ農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため適切な水準に至った段階で地域計画を定めるという法第18条及び第19条の趣旨から、協議の結果の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図る見地から相当であると市町村が認めた場合に定められます。この際、相当であると認められない場合は、地域計画の作成に向け、次の協議を円滑に実施するための措置を講じてください。

(1) (略)

(2) 目標地図の作成

市町村は、(1)の③の目標として、(1)の①の区域において農業を担う者ごとに利用する農用地等を定め、目標地図に表示するものとします。目標地図の考え方については、別紙9のとおりです。

また、地域計画には、農業を担う者として、その後の10年間につき、農業経営を営むことが見込まれる者又は委託を受けて農作業を行うことが見込まれる者を記載するものとします。

なお、「農業を担う者」としては、将来において農用地等を利用する者として以下の者が考えられます。

(i) ~ (iii) (略)

また、農業を担う者として位置付けられた者が不測の事

態（怪我、病気等）により、農用地等の利用を継続できなくなる状況が生じる可能性もあることから、可能な範囲で、そのような状況において代わりに農用地等の利用を行う者をあらかじめ位置付けておくことが望ましいと考えます。

① （略）

#### ② 農業委員会による目標地区の素案の作成

農業委員会は、区域内の農用地の保有及び利用の状況、当該農用地を保有し、又は利用する者の農業上の利用の意向その他の農用地の効率的かつ総合的な利用に資する情報を勘案して、目標地区の素案を作成するものとします。この際、農業委員会は、市町村と連携しながら、農用地の所有者や受け手等と調整を進めてください。

「農用地の所有者又は利用者の農業上の利用の意向」の把握は、農業委員会が利用状況調査、利用意向調査、日常の戸別訪問及び相談活動等の機会を捉えて、毎月取り組むことが望ましいと考えます。その際、タブレットにより意向等の情報を集約し、それらの情報を農業委員会サポートシステムに反映すると効率的です。また、意向把握と併せて、農地中間管理機構の活用及び農用地の集約化への協力について積極的に働きかけることが適当です。

（意向等の情報の例） （略）

③～⑤ （略）

（3） （略）

#### 4 地域計画の変更

地域計画は、一度策定して終わりではなく、地域農業の実態に応じて随時更新（年1回以上）し、完成度を高めていくことが重要です（地域計画策定マニュアル参照）。また、市

態（怪我、病気等）により、農用地等の利用を継続できなくなる状況が生じる可能性もあることから、可能な範囲で、そのような状況において代わりに農用地等の利用を行う者をあらかじめ位置付けておくことが望ましいと考えます。

① （略）

#### ② 農業委員会による目標地区の素案の作成

農業委員会は、区域内の農用地の保有及び利用の状況、当該農用地を保有し、又は利用する者の農業上の利用の意向その他の農用地の効率的かつ総合的な利用に資する情報を勘案して、目標地区の素案を作成するものとします。この際、農業委員会は、市町村と連携しながら、農用地の所有者や受け手等と調整を進めてください。

「農用地の所有者又は利用者の農業上の利用の意向」の把握は、農業委員会が利用状況調査、利用意向調査、日常の戸別訪問及び相談活動等の機会を捉えて、毎月取り組むことが望ましいと考えます。その際、タブレットにより意向等の情報を集約し、それらの情報をeMAFF地区に反映すると効率的です。また、意向把握と併せて、農地中間管理機構の活用及び農用地の集約化への協力について積極的に働きかけることが適当です。

（意向等の情報の例） （略）

③～⑤ （略）

（3） （略）

#### 4 地域計画の変更

地域計画は、一度策定して終わりではなく、地域農業の実態に応じて随時更新（年1回以上）し、完成度を高めていくことが重要です（地域計画策定マニュアル参照）。また、市

町村は、地域計画の作成後において、受け手がない農用地で新たに受け手が見つかった場合や新たに有機農業や輸出産地づくり、水田の畑地化、耕畜連携による飼料増産など国の農業施策の方向性を踏まえた地域の話合いにより農用地利用の在り方を変更する場合、公共用地や農業の振興を図るために必要な施設等の用地に供するため農地を転用する場合など、情勢の推移により必要が生じたときにおいても地域計画を変更してください。

この際、軽微な変更を除き、関係機関への意見聴取や公告・縦覧を経て、地域計画を定める必要がありますが、短期間のうちに複数の変更を行う必要が生じた場合や、新たな受け手を位置付ける等農業上の利用を目的として地域計画を変更する場合等には、関係機関への意見聴取や公告・縦覧の手続を適宜にまとめて行うこともできます。

軽微な変更とは、地域計画の内容に実質的な変更を伴わないものであって、下記のようなものが考えられます。

(i) ～ (iv) (略)

なお、地域計画の区域内の農用地を農業用施設の目的に供するため転用する場合、農業用施設の用に供される土地として、地域計画に位置付ける必要があります。

また、地域計画の区域内の土地については、地域計画の達成に支障を及ぼすおそれがないと認められるときに限り、農用地区域からの除外や農地転用許可を行うことができます。

このため、農用地区域からの除外や農地転用許可に際してあらかじめ地域計画を変更しておく必要があります。この場合、6の(3)の地域計画の変更公告の前に農振法による農用地区域からの除外手続や農地法による転用許可の手続に係る調整を開始して差し支えありませんが、農業振興地域整備

町村は、地域計画の作成後において、受け手がない農用地で新たに受け手が見つかった場合や新たに有機農業や輸出産地づくり、水田の畑地化、耕畜連携による飼料増産など国の農業施策の方向性を踏まえた地域の話合いにより農用地利用の在り方を変更する場合、公共用地や農業の振興を図るために必要な施設等の用地に供するため農地を転用する場合など、情勢の推移により必要が生じたときにおいても地域計画を変更してください。

この際、軽微な変更を除き、関係機関への意見聴取や公告・縦覧を経て、地域計画を定める必要がありますが、短期間のうちに複数の変更を行う必要が生じた場合等には、関係機関への意見聴取や公告・縦覧の手続を適宜にまとめて行うこともできます。

軽微な変更とは、地域計画の内容に実質的な変更を伴わないものであって、下記のようなものが考えられます。

(i) ～ (iv) (略)

なお、地域計画の区域内の農用地を農業用施設の目的に供するため転用する場合、農業用施設の用に供される土地として、地域計画に位置付ける必要があります。

また、地域計画の区域内の土地については、地域計画の達成に支障を及ぼすおそれがないと認められるときに限り、農用地区域からの除外や農地転用許可を行うことができます。

このため、農用地区域からの除外や農地転用許可に際してあらかじめ地域計画を変更しておく必要があります。この場合、6の(3)の地域計画の変更公告の前に農振法による農用地区域からの除外手続や農地法による転用許可の手続に係る調整を開始して差し支えありませんが、農業振興地域整備

計画の変更案の公告・縦覧等の手続は、地域計画の変更公告後に行う必要があります。

このほか、道路整備などの公共転用の場合であっても、これらの実施により地域計画の達成に支障を及ぼすことがないよう、事業の着手前に地域計画を変更しておくことが適当です。

#### 5 地域計画の作成・変更時の意見聴取

市町村は、地域計画を定め、又は変更するときは、軽微な変更を除き、あらかじめ、農業委員会、農地中間管理機構、農業協同組合その他の関係者から下記に関する意見を聴くこととします（進め方通知に基づく検討会を開催することにより意見聴取を行っていただいて差し支えありません）。また、市町村は、地域計画の案の公告の前に説明会を実施し、できる限り関係者の理解を得られるように配慮してください。

##### (i) 共通

協議の結果を踏まえた内容になっているか

##### (ii) 農業委員会

目標地図の素案を踏まえた内容になっているか

##### (iii) 農地中間管理機構

地域外の受け手の意向が反映されているか

契約している農地の状況を踏まえた内容になっているか

##### (iv) 農業協同組合

地域農業振興計画等と整合が図られているか

組合員の意向、自らや子会社の意向が反映されているか

##### (v) 土地改良区

土地改良事業・施設改修の計画と整合が図られているか

計画の変更案の公告・縦覧等の手続は、地域計画の変更公告後に行う必要があります。

(新設)

#### 5 地域計画の作成・変更時の意見聴取

市町村は、地域計画を定め、又は変更するときは、軽微な変更を除き、あらかじめ、農業委員会、農地中間管理機構、農業協同組合その他の関係者の意見を聴くこととします（進め方通知に基づく検討会を開催することにより意見聴取を行っていただいて差し支えありません）。また、市町村は、地域計画の案の公告の前に説明会を実施し、できる限り関係者の理解を得られるように配慮してください。

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

土地改良施設の管理に支障がないか

(vi) その他の関係者

関係者の取組に支障がないか

関係者の意向が反映されているか

この際、農業委員会が作成した素案どおりに目標地図が作成されている場合には、農業委員会の事務は形式的な確認であることから、農業委員会の事務局長等による専決処理とすることができます。

6 地域計画の公告

(1) (略)

(2) また、利害関係人は、当該縦覧期間満了の日までに市町村に意見書を提出することができます。

利害関係人から提出のあった意見書については、その要旨及び処理結果を一覧表に記載すること等により、その内容ごとに要旨、提出数及び処理結果を公表することが適当です。意見を踏まえた結果、地域計画の区域内の農用地を、農業外利用を目的に転用しようとする場合など、緊急的に地域農業の将来の在り方を再検討する必要があると判断した場合は、改めて協議する必要があることに留意してください。

なお、利害関係人は、農用地等の出し手や受け手、地区の農用地等を借り受ける意向のある者、協議の場に参加した者(農業協同組合等の各種支援策を実施する関係機関を含む。)など地域農業の持続的な発展に寄与する者が考えられます。

(3) (略)

(4) 都道府県は、(3)により市町村から提出のあった地

(新設)

この際、農業委員会が作成した素案どおりに目標地図が作成されている場合には、農業委員会の事務は形式的な確認であることから、農業委員会の事務局長等による専決処理とすることができます。

6 地域計画の公告

(1) (略)

(2) また、利害関係人は、当該縦覧期間満了の日までに市町村に意見書を提出することができます。

利害関係人から提出のあった意見書については、その要旨及び処理結果を一覧表に記載すること等により、その内容ごとに要旨、提出数及び処理結果を公表することが適当です。

なお、利害関係人は、農用地等の出し手や受け手、地区の農用地等を借り受ける意向のある者、協議の場に参加した者などが考えられます。

(3) (略)

(4) 都道府県は、(3)により市町村から提出のあった地

域計画の写しについて、翌年度の4月末までに地方農政局等（北海道農政事務所及び内閣府沖縄総合事務局を含みます。15において同じです。）に提出するものとします。

#### 7 地域計画に係る個人情報の取扱い

個人情報の保護に関する法律では、国の行政機関及び地方公共団体の機関が保有する個人情報について、本人の同意なく目的外利用及び外部提供を行うことを一般的に禁止しつつ、「法令に定めがある場合」等の例外的な場合にこれらの行為を行うことが許容されています。

市町村は、法第19条の規定により地域計画に農業を担う者を位置付ける際、これらの者の氏名が含まれた地域計画について、法令に基づく手続として、本人の同意なく、同条第6項の関係者の意見聴取や、地域計画の案の縦覧、地域計画の公告を行うことができますが、個人情報を保有するに当たっては、利用目的をできる限り特定し、本人から直接書面に記録された個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示してください。

また、市町村の公報への掲載や、インターネットの利用により関係者以外の不特定多数に対して情報を提供する場合は、氏名を削除したり、氏名に代えて記号や数字等による表示したりするなど配慮してください。

#### 8 (略)

#### 9 地域計画の区域内の農用地の所有者からのあっせんの申出、買入協議（第22条）

域計画の写しについて、翌年度の5月までに地方農政局等（北海道農政事務所及び内閣府沖縄総合事務局を含みます。15において同じです。）に提出するものとします。

#### 7 地域計画に係る個人情報の取扱い

個人情報の保護に関する法律では、国の行政機関及び地方公共団体の機関が保有する個人情報について、本人の同意なく目的外利用及び外部提供を行うことを一般的に禁止しつつ、「法令に定めがある場合」等の例外的な場合にこれらの行為を行うことが許容されています。

市町村は、法第19条の規定により地域計画に農業を担う者を位置付ける際、これらの者の氏名が含まれた地域計画について、法令に基づく手続として、本人の同意なく、同条第6項の関係者の意見聴取や、地域計画の案の縦覧、地域計画の公告を行うことができますが、個人情報を保有するに当たっては、利用目的をできる限り特定し、本人から直接書面に記録された個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示してください。

また、市町村の公報への掲載等とは別に、インターネットの利用により関係者以外の不特定多数に対して情報を提供する場合は、氏名を削除するなど配慮してください。

#### 8 (略)

#### 9 地域計画の区域内の農用地の所有者からのあっせんの申出、買入協議（第22条）

農業委員会が地域計画の区域内の農用地の所有者からあつせんの申出を受け、買入協議を行う場合には、以下の定めによるほか、別紙11の定めにより行うこととしてください。

(1)～(5) (略)

10～12 (略)

### 13 土地改良法の特例（第22条の6）

都道府県又は市町村（以下「都道府県等」といいます。）は、農地中間管理機構が農地中間管理権又は所有権を有する農用地を対象として、事業参加資格者の申請や費用負担によらずに都道府県等の判断により実施できる農地中間管理機構関連農地整備事業（以下「機構関連農地整備事業」といいます。）について、地域計画を作成した区域においては、農地中間管理機構が取り扱う農業経営又は農作業（以下「農業経営等」といいます。）の委託に係る農用地を機構関連農地整備事業の対象に含めることができます。この場合、法により読み替えて適用する土地改良法第87条の3（第96条の4第1項において準用する場合を含みます。以下同じです。）に規定する事項のほか、下記の点に留意して手続を行ってください。

都道府県等は、土地改良法第87条の3第2項の規定に基づき機構関連農地整備事業に係る事業計画概要等について農地中間管理機構の同意を得る必要がありますが、農地中間管理機構は、当該同意をするときは、農業経営等の委託に係る土地について、あらかじめ土地改良法第3条に規定する資格を有する者に対し、事業計画概要等を書面により示して、その者から書面（電磁的記録を含みます。以下この13において同

農業委員会が地域計画の区域内の農用地の所有者からあつせんの申出を受け、買入協議を行う場合には、以下の定めによるほか、別紙10の定めにより行うこととしてください。

(1)～(5) (略)

10～12 (略)

### 13 土地改良法の特例（第22条の6）

都道府県は、農地中間管理機構が農地中間管理権を有する農用地を対象として、事業参加資格者の申請や費用負担によらずに都道府県の判断により実施できる農地中間管理機構関連農地整備事業（以下「機構関連農地整備事業」といいます。）について、地域計画を作成した区域においては、農地中間管理機構が取り扱う農業経営又は農作業（以下「農業経営等」といいます。）の委託に係る農用地を機構関連農地整備事業の対象に含めることができます。この場合、法により読み替えて適用する土地改良法第87条の3に規定する事項のほか、下記の点に留意して手続を行ってください。

都道府県は、土地改良法第87条の3第2項の規定に基づき機構関連農地整備事業に係る事業計画概要等について農地中間管理機構の同意を得る必要がありますが、農地中間管理機構は、当該同意をするときは、農業経営等の委託に係る土地について、あらかじめ土地改良法第3条に規定する資格を有する者に対し、事業計画概要等を書面により示して、その者から書面により同意を得る必要があります。

じです。)により同意を得る必要があります。

また、農地中間管理機構は、土地改良法第87条の3第4項の規定により機構関連農地整備事業を行うべきことを都道府県等に要請することができますが、その際にも、農業経営等の委託に係る土地について、あらかじめ土地改良法第3条に規定する資格を有する者から書面により同意を得る必要があります。

なお、農地中間管理機構は、農業経営等の委託に当たって、あらかじめ、その相手方に対し、機構関連農地整備事業が行われることがあることについて書面により説明する必要がありますので留意してください。

また、当該特例を活用する場合の農地中間管理権等又は農業経営等の委託の期間及び特別徴収金の考え方については、以下のとおりです。

#### (1) 農地中間管理権又は農業経営等委託の期間

事業の施行に係る地域内の土地について、農地中間管理機構が有する農地中間管理権の全ての存続期間又は残存期間が15年以上である必要がありますが、当該特例を活用する場合には、これに加え、農業経営等の委託の期間が15年以上である場合についても認められることとなります。

#### (2) 特別徴収金

都道府県等は、農地中間管理機構が農地中間管理権を有する事業の施行に係る地域内の土地について、目的外用途に供した場合や、所有者が農地中間管理権に関する契約を解除した場合、農地中間管理機構から事業の施行に係る地域内の土地の所有権の移転を受けた者又はその承継人が、当該土地を目的外用途に供するため所有権の

また、農地中間管理機構は、土地改良法第87条の3第4項の規定により機構関連農地整備事業を行うべきことを都道府県等に要請することができますが、その際にも、農業経営等の委託に係る土地について、あらかじめ土地改良法第3条に規定する資格を有する者から書面により同意を得る必要があります。

なお、農地中間管理機構は、農業経営等の委託に当たって、あらかじめ、その相手方に対し、機構関連農地整備事業が行われることがあることについて書面により説明する必要がありますので留意してください。

また、当該特例を活用する場合の農地中間管理権等の期間及び特別徴収金の考え方については、以下のとおりです。

#### (1) 農地中間管理権等の期間

事業の施行に係る地域内の土地について、農地中間管理機構が有する農地中間管理権の全ての存続期間又は残存期間が15年以上である必要がありますが、当該特例を活用する場合には、これに加え、農業経営等の委託の期間が15年以上である場合についても認められることとなります。

#### (2) 特別徴収金

都道府県は、事業の施行に係る地域内の土地について、目的外用途に供した場合や、所有者が農地中間管理権に関する契約を解除した場合には、事業による効果が喪失すること等から、その土地に投下された土地改良事業投資額について、特別徴収金として所有者等から徴収することができます。

移転等をした場合、当該土地を自ら目的外用途に供した場合には、事業による効果が喪失すること等から、その土地に投下された土地改良事業投資額について、条例で特別徴収金として所有者等から徴収することができます。

当該特例を活用する場合には、これに加え、農業経営等の委託を解除した場合についても特別徴収金の徴収対象に含まれることとなります。

なお、機構関連農地整備事業の計画を定めた旨を公告した日から連続して、農業経営等の委託の期間又は農地中間管理権の存続期間若しくは残存期間が存する場合において、これらを合算した期間が15年以上となる場合は、特別徴収金を徴収する場合に該当しないものとすることが適当と考えます。この場合、都道府県等は、当該内容を踏まえた条例を定めることが必要となります。

#### 14 農地法の特例（第22条の7）

法第22条の7第1項及び第2項の「遅滞なく」とは、地域計画の区域が農業上の利用が行われる農用地等の区域であることに鑑み、当該区域内の遊休農地（農地法第32条第1項に規定するものをいいます。）に係る農地法第37条又は第41条第1項に基づく裁定の申請に当たっては、申請に係る農地が農地中間管理事業規程（農地中間管理事業法第8条に規定するものをいいます。）に定められた農地中間管理権を取得する農用地等の基準に適合するものから、速やかに申請書類を整え、整ったものから順次申請を行うこととなります。

当該特例を活用する場合には、これに加え、農業経営等の委託を解除した場合についても特別徴収金の徴収対象に含まれることとなります。

なお、農業経営等の委託の期間の途中で、当該委託を解除し、農地中間管理権の設定に切り替えた場合については、事業による効果が引き続き発揮されと考えられることから、農業経営等の委託の期間と農地中間管理権の存続期間を合算した期間が15年以上である場合は、特別徴収金を徴収する場合に該当しないものとすることが適当と考えます。この場合、都道府県は、当該内容を踏まえた条例を定めることが必要となります。

(新設)

15 農業振興地域の整備に関する法律の特例（第22条の8及び第22条の9）及び農地法に基づく手続き

(1)・(2) (略)

16 地域計画の達成に向けた支援及び取組状況のフォローアップ

国は地域計画の着実な達成に向け、担い手や地域の関係者による話し合い、地域外からの企業等の受入れ、土地改良事業、農地中間管理機構の活用等を整理した優良事例の展開や、地方農政局等における地方公共団体や関係機関からの問合せに対応するためのサポート窓口の設置、その他話し合いを円滑に進めるための支援等の措置を農林水産省の本省及び地方農政局等が連携しながら講じます。

また、地域計画の達成に向けた取組及び目標地図の充実を図るためのフォローアップを地方公共団体と連携しながら、毎年、定期的に把握し、必要に応じて助言等を実施します。

第13 農用地利用改善事業（第23条から第26条まで）

1 (略)

2 農用地利用規程の作成

(1) 農用地利用規程の作

農用地利用改善団体は、地域における話し合いを通じて、農用地利用改善団体の準則となる農用地利用規程を定め、市町村から認定を受けることができます。当該規程に定める事項は次のとおりです。

①～⑥ (略)

なお、各事項の具体的な内容は別紙12に掲げるとおりと

14 農業振興地域の整備に関する法律の特例（第22条の7及び第22条の8）及び農地法に基づく手続き

(1)・(2) (略)

15 地域計画の策定に向けた支援及び達成状況のフォローアップ

国は地域計画が円滑に策定されるよう、目標地図の作成に至るまでの過程を整理した優良事例（担い手による話し合いや土地改良事業、農地中間管理機構の活用等）の展開や、地方農政局等における地方公共団体や関係機関からの問合せに対応するためのサポート窓口の設置、その他話し合いを円滑に進めるための支援等の措置を農林水産省の本省及び地方農政局等が連携しながら講じます。

また、地域計画の達成に向けた取組及び目標地図の充実を図るためのフォローアップを地方公共団体と連携しながら定期的に把握し、必要に応じて助言等を実施します。

第12 農用地利用改善事業（第23条から第26条まで）

1 (略)

2 農用地利用規程の作成

(1) 農用地利用規程の作

農用地利用改善団体は、地域における話し合いを通じて、農用地利用改善団体の準則となる農用地利用規程を定め、市町村から認定を受けることができます。当該規程に定める事項は次のとおりです。

①～⑥ (略)

なお、各事項の具体的な内容は別紙11に掲げるとおりと

します。

(2) 特定農用地利用規程の内容

特に担い手の不足が見込まれる地域においては、農用地の引き受け手となる農業経営を営む法人（特定農業法人）又は一定の要件を満たす農用地の利用の集積を行う団体（特定農業団体）を、当該特定農業法人又は特定農業団体（以下「特定農業法人等」といいます。）の同意を得て、農用地利用規程（この場合の農用地利用規程を「特定農用地利用規程」といいます。）に定めることができます。

地域計画の策定に当たって、将来の担い手の確保が困難な地域においては、既存の特定農業法人等が農用地の相当部分を利用することが期待されます。

なお、特定農業団体となるための要件については、別紙12のとおりです。

特定農用地利用規程においては、（1）に定める事項に加えて、次に掲げる事項を定めることとします。

①～④ （略）

なお、各事項の具体的な内容は別紙12に掲げるとおりとします。

3～9 （略）

第14 （略）

第15 認定農業者等に関する情報の利用又は提供（第30条の2）

個人情報の保護に関する法律では、国の行政機関及び地方公共団体の機関が保有する個人情報について、本人の同意な

します。

(2) 特定農用地利用規程の内容

特に担い手の不足が見込まれる地域においては、農用地の引き受け手となる農業経営を営む法人（特定農業法人）又は一定の要件を満たす農用地の利用の集積を行う団体（特定農業団体）を、当該特定農業法人又は特定農業団体（以下「特定農業法人等」といいます。）の同意を得て、農用地利用規程（この場合の農用地利用規程を「特定農用地利用規程」といいます。）に定めることができます。

地域計画の策定に当たって、将来の担い手の確保が困難な地域においては、既存の特定農業法人等が農用地の相当部分を利用することが期待されます。

なお、特定農業団体となるための要件については、別紙11のとおりです。

特定農用地利用規程においては、（1）に定める事項に加えて、次に掲げる事項を定めることとします。

①～④ （略）

なお、各事項の具体的な内容は別紙11に掲げるとおりとします。

3～9 （略）

第13 （略）

第14 認定農業者及び認定新規就農者に関する情報の利用又は提供（第30条の2）

個人情報の保護に関する法律では、国の行政機関及び地方公共団体の機関が保有する個人情報について、本人の同意な

く目的外利用及び外部提供を行うことを一般的に禁止しつつ、「法令に定めがある場合」等の例外的な場合にこれらの行為を行うことが許容されています。

この点について、法第30条の2の規定は、各機関において認定農業者、認定新規就農者、認定経営発展法人及び提携事業者に関する個人情報の目的外利用及び外部提供を行うに当たっての法律・条例上の根拠を設けるものです。

このことを踏まえ、各機関においては、法第30条の2の規定に基づく認定農業者、認定新規就農者、認定経営発展法人及び提携事業者に関する情報の提供依頼があった場合には、適切に対応してください。

#### 第16～第18 (略)

(別紙1)

農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針の内容

#### 第1 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な方向

都道府県における農業生産、農業構造等の10年間を見通した今後の農業の基本的な方向を記述した上で、当該都道府県において育成すべき効率的かつ安定的な農業経営についての目標とすべき年間の所得水準、労働時間等の基本的考え方、新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき年間の所得水準、労働時間等の基本的考え方、効率的かつ安定的な農業経営を担う人材の育成・確保やこれらの経営の育成の考え方、これを支援していくための諸施策について記述しま

く目的外利用及び外部提供を行うことを一般的に禁止しつつ、「法令に定めがある場合」等の例外的な場合にこれらの行為を行うことが許容されています。

この点について、法第30条の2の規定は、各機関において認定農業者及び認定新規就農者に関する個人情報の目的外利用及び外部提供を行うに当たっての法律・条例上の根拠を設けるものです。

このことを踏まえ、各機関においては、法第30条の2の規定に基づく認定農業者及び認定新規就農者に関する情報の提供依頼があった場合には、適切に対応してください。

#### 第15～第17 (略)

(別紙1)

農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針の内容

#### 第1 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な方向

都道府県における農業生産、農業構造等の10年間を見通した今後の農業の基本的な方向を記述した上で、当該都道府県において育成すべき効率的かつ安定的な農業経営についての目標とすべき所得水準、労働時間等の基本的考え方、新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき所得水準、労働時間等の基本的考え方、効率的かつ安定的な農業経営を担う人材の育成・確保やこれらの経営の育成の考え方、これを支援していくための諸施策について記述します。

す。

併せて、このような農業経営の育成と関連し、新規就農者数の確保目標を記述するとともに、地域の農業生産の組織化や小規模農家や兼業農家等も含めた地域農業のあり方についても必要に応じて記述します。

この場合、効率的かつ安定的な農業経営についての目標とすべき年間の所得水準及び労働時間は、農業を職業として選択するに足る魅力とやりがいのあるものとするため、主たる従事者（注）が当該地域の他産業並みの年間労働時間で他産業従事者と遜色のない生涯所得を実現し得る年間の所得水準を記述します。基本方針はおおむね5年ごとに定めることとされていますが、目標とすべき主たる従事者の年間の所得水準については、自然的経済的社会的条件を勘案して、必要に応じて随時見直しを行い、適切な水準となるよう努めることが重要です。

また、新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき年間の所得水準及び労働時間は、農業経営開始から5年後に達成すべき目標として示すものとします。この場合、当該目標の認定について、本方針に定める効率的かつ安定的な農業経営についての目標とすべき水準に対する割合で示す等工夫をすることが可能です。

注：（略）

## 第2 効率的かつ安定的な農業経営の基本的指標

### 1・2 （略）

3 本指標は、基本的には営農類型ごとに示すこととします。具体的には次の通りです。なお、生産方式、経営管理の方

併せて、このような農業経営の育成と関連し、新規就農者数の確保目標を記述するとともに、地域の農業生産の組織化や小規模農家や兼業農家等も含めた地域農業のあり方についても必要に応じて記述します。

この場合、効率的かつ安定的な農業経営についての目標とすべき所得水準及び労働時間は、農業を職業として選択するに足る魅力とやりがいのあるものとするため、主たる従事者（注）が当該地域の他産業並みの年間労働時間で他産業従事者と遜色のない生涯所得を実現し得る年間所得とすることを基本とします。基本方針はおおむね5年ごとに定めることとされていますが、目標とすべき所得水準については、自然的経済的社会的条件を勘案して、必要に応じて随時見直しを行い、適切な水準となるよう努めることが重要です。

また、新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき所得水準及び労働時間は、農業経営開始から5年後に達成すべき目標として示すものとします。この場合、当該目標の認定について、本方針に定める効率的かつ安定的な農業経営についての目標とすべき水準に対する割合で示す等工夫をすることが可能です。

注：（略）

## 第2 効率的かつ安定的な農業経営の基本的指標

### 1・2 （略）

3 本指標は、基本的には営農類型ごとに示すこととします。具体的には次の通りです。なお、生産方式、経営管理の方

法、農業従事の態様等については、各営農類型に共通する事項があればこれを一括して示すことも可能です。

- (1) 「農業経営の規模」については、目標とすべき主たる従事者の年間の所得水準及び労働時間 を実現し得る農業経営の指標を、農業経営の規模（部門別作付面積、飼養規模及び全体の経営面積等）として示すものとします。

また、その経営の活動内容を具体的に示す指標とする必要があるので、経営全体の面積規模だけでなく、部門ごとの作付面積、特定作業受託（注）その他基幹的な農作業の受託面積、飼養頭羽数等を記載するものとします。

このほか、農地の規模拡大の取組のみならず、認定申請者の行う農業経営と一次的な関連を持ち農業生産の安定・発展に寄与する農畜産物の加工・販売その他の関連・附帯事業などによる経営内容を拡大する取組についても記載するものとします。

注：（略）

- (2) （略）

- (3) 「経営管理の方法」については、効率的かつ安定的な農業経営において行われるべき経営管理の指標として、例えば、スマート農業技術の活用、複式簿記による記帳の実施、青色申告、法人化等合理的な経営管理の方法を記述します。

- (4) （略）

- (5) 複数農業者や集落単位で組織する法人（団体経営体）の農業経営の指標においては、当該経営体の事業に主たる従事者として従事する構成員の年間労働時間やその構成員に帰属することとなる所得が地域の他産業並みの年間労働時間で、他産業従事者と遜色のない生涯所得を実現し得る主

法、農業従事の態様等については、各営農類型に共通する事項があればこれを一括して示すことも可能です。

- (1) 「農業経営の規模」については、目標とすべき年間所得及び年間労働時間 を実現し得る農業経営の指標を、農業経営の規模（部門別作付面積、飼養規模及び全体の経営面積等）として示すものとします。

また、その経営の活動内容を具体的に示す指標とする必要があるので、経営全体の面積規模だけでなく、部門ごとの作付面積、特定作業受託（注）その他基幹的な農作業の受託面積、飼養頭羽数等を記載するものとします。

このほか、農地の規模拡大の取組のみならず、認定申請者の行う農業経営と一次的な関連を持ち農業生産の安定・発展に寄与する農畜産物の加工・販売その他の関連・附帯事業などによる経営内容を拡大する取組についても記載するものとします。

注：（略）

- (2) （略）

- (3) 「経営管理の方法」については、効率的かつ安定的な農業経営において行われるべき経営管理の指標として、例えば、複式簿記による記帳の実施、青色申告、法人化等合理的な経営管理の方法を記述します。

- (4) （略）

- (5) 複数農業者や集落単位で組織する法人（団体経営体）の農業経営の指標においては、当該経営体の事業に主たる従事者として従事する構成員の年間労働時間やその構成員に帰属することとなる所得が地域の他産業並みの年間労働時間で、他産業従事者と遜色のない生涯所得を実現

たる従事者の年間の所得水準となるよう、経営規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する指標を示すものとします。

## 第2の2 新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の基本的指標

1 青年等が目標とすべき年間の所得水準や労働時間を実現しうる農業経営の指標として、第2の「効率的かつ安定的な農業経営の基本的指標」と同様に、営農類型ごとに、農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する指標を経営形態別（個人経営体、団体経営体別）に記述するものとします。

2 指標の作成に当たっては、目標とすべき年間の所得水準、労働時間等を当該都道府県において農業経営で生計が成り立つ水準のものとし、新たに農業経営を営もうとする青年等にとって現実性があるような指標とすることが重要です。

3 （略）

## 第4 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占めるべき面積の割合や、農用地の利用の効率を上げて生産性を高め、地域全体で農用地が適切に使われるようにする観点から、農用地の集団化（集約化）の考え方をおおむね10年後を見通して記述するものとします。この農用地の集団化（集約

し得る年間所得となるよう、経営規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する指標を示すものとします。

## 第2の2 新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の基本的指標

1 青年等が目標とすべき所得水準や労働時間を実現しうる農業経営の指標として、第2の「効率的かつ安定的な農業経営の基本的指標」と同様に、営農類型ごとに、農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する指標を経営形態別（個人経営体、団体経営体別）に記述するものとします。

2 指標の作成に当たっては、目標とすべき所得、労働時間等を当該都道府県において農業経営で生計が成り立つ水準のものとし、新たに農業経営を営もうとする青年等にとって現実性があるような指標とすることが重要です。

3 （略）

化)の場合には、農用地の利用には利用権の設定等を受けたもののほか、水稻においては基幹3作業(耕起・代かき、田植え、収穫・脱穀)の全てを受託している面積、その他の作目においては主な基幹作業を受託している面積を含めて設定するものとします。

また、目標については、都道府県の全域での設定に加え、平場地域、中山間地域等、地域の特性に即して設定することも可能です。

なお、育成すべき経営の数の目標は、これらの農業経営が農業生産の相当部分を担うような農業構造の確立を示す一つの指標とも考えられるので、必要に応じて上記の考え方と併せて参考として掲げることも有益です。

(別記2)

農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想の内容

## 第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事者の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標

都道府県が作成する基本方針の「効率的かつ安定的な農業経営の基本的指標」と同様に記述するものとします。

なお、次に掲げる事項に留意してください。

- 1 指標の作成に当たっては、基本的には、当該市町村又はその近隣の市町村において既に実現しているような優良な経営の主たる従事者の年間の所得水準及び労働時間等を踏まえたものとし、経営改善に取り組む農業者及びこれを支える農業関係者にとって現実性があるような指標とすることが重要で

(別記2)

農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想の内容

## 第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事者の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標

都道府県が作成する基本方針の「効率的かつ安定的な農業経営の基本的指標」と同様に記述するものとします。

なお、次に掲げる事項に留意してください。

- 1 指標の作成に当たっては、基本的には、目標とすべき所得水準、労働時間等を当該市町村又はその近隣の市町村において既に実現しているような優良な経営を踏まえたものとし、経営改善に取り組む農業者及びこれを支える農業関係者にとって現実性があるような指標とすることが重要です。

す。

- 2 目標とすべき主たる従事者の年間の所得水準については、自然的経済的社会的条件を勘案して、必要に応じて随時見直しを行い、適切な水準となるよう努めることが重要です。

3 (略)

第2の2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事者の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標

都道府県が作成する基本方針の「新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の基本的指標」と同様に記述するものとします。

なお、次に掲げる事項に留意してください。

- 1 指標の作成に当たっては、目標とすべき年間の所得水準、労働時間等を当該市町村又はその近隣の市町村において農業経営で生計が成り立つ水準のものとし、新たに農業経営を営もうとする青年等にとって現実性があるような指標とすることが重要です。

2 (略)

第5 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

当該市町村が自ら行う農業経営基盤強化促進事業の推進に関する方針を記述します。

1～3 (略)

- 2 目標とすべき所得水準については、自然的経済的社会的条件を勘案して、必要に応じて随時見直しを行い、適切な水準となるよう努めることが重要です。

3 (略)

第2の2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事者の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標

都道府県が作成する基本方針の「新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の基本的指標」と同様に記述するものとします。

なお、次に掲げる事項に留意してください。

- 1 指標の作成に当たっては、目標とすべき所、労働時間等を当該市町村又はその近隣の市町村において農業経営で生計が成り立つ水準のものとし、新たに農業経営を営もうとする青年等にとって現実性があるような指標とすることが重要です。

2 (略)

第5 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

当該市町村が自ら行う農業経営基盤強化促進事業の推進に関する方針を記述します。

1～3 (略)

(削る。)

(別紙4)

#### 農業経営改善計画の認定基準

第1 基本構想に照らし適切なものであること

1 農業経営の規模

(1) 申請された経営改善計画の認定に当たっては、認定申請のあった農業経営体の営農活動全体から得られる年間所得に基づいて、基本構想で設定した目標とすべき主たる従事者の年間の所得水準に適合するかを判断します。なお、部門別の規模を考慮する必要はありません。

(2) (略)

(3) 基本構想の経営の指標に定められていないような営農類型の経営であっても、目指している営農活動全体から得られる年間所得に基づいて基本構想における目標とすべき主たる従事者の年間の所得水準以上であれば、認定するものとします。

(4) 申請された経営改善計画における目標の年間所得が基本構想における目標とすべき主たる従事者の年間の所得水準を下回る場合でも、認定申請者の農業経営体の経営内容全体を考慮し、有機栽培や直接販売に取り組む等、認定申請者が意欲を持って経営改善計画に記載された経営の改善・発展に向けた取組を継続し、将来的には基本構想で示され

※ 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）の施行後においても、同法に設けられた経過措置により引き続き農用地利用集積計画の作成を行う場合、同経過措置の期間の間、引き続き当該農用地利用集積計画に関する記載を行っていただいで差し支えありません。

(別紙4)

#### 農業経営改善計画の認定基準

第1 基本構想に照らし適切なものであること

1 農業経営の規模

(1) 申請された経営改善計画の認定に当たっては、認定申請のあった農業経営体の営農活動全体から得られる所得に基づいて、基本構想で設定した目標に適合するかを判断します。なお、部門別の規模を考慮する必要はありません。

(2) (略)

(3) 基本構想の経営の指標に定められていないような営農類型の経営であっても、目指している所得水準が基本構想における年間所得目標以上であれば、認定するものとします。

(4) 申請された経営改善計画における目標所得水準が基本構想で設定した水準を下回る場合でも、認定申請者の農業経営体の経営内容全体を考慮し、有機栽培や直接販売に取り組む等、認定申請者が意欲を持って経営改善計画に記載された経営の改善・発展に向けた取組を継続し、将来的には基本構想で示される所得水準等に到達することが見込まれ

る主たる従事者の年間の所得水準等に到達することが見込まれる場合には、その計画を適切であると判断することができます。

- (5) 認定申請者が農地の規模拡大の取組のみならず、認定申請者の行う農業経営と一次的な関連を持ち農業生産の安定・発展に寄与する加工・販売や6次産業化、作業受託等の取組を行うときは、「農業経営の規模の拡大に関する目標のうち農畜産物の加工・販売その他の関連・附帯事業」にその旨を記載することとし、農畜産物の生産と併せて当該取組により、将来的に基本構想に掲げる主たる従事者の年間の所得水準等の達成を目指すときは、その計画を適切であると判断することができます。

なお、目指すべき主たる従事者の年間の所得水準は、経営所得安定対策の交付金等を含めた収入及び6次産業化等の取組による加工・販売その他の関連・附帯事業に係る収入を合計した上で、それぞれの経費を差し引いた所得で判断することが適当です。

- (6) 農業経営の様態が多様化していることを踏まえ、基本構想に適合するかの判断は主たる従事者の年間の所得水準による判断のみで十分とします。なお、基本構想に設定されているか否かに関わらず、経営の改善・発展に向けた取組として、生産方式、経営管理の方法及び農業従事の態様等について、経営改善計画に記載することができます。

## 2 その他

次に掲げる事項に留意してください。

- (1) 認定農業者となり得る者は、法律上の人格を有する自然人（個人）及び法人であり、人格を有しない集落営農は認

る場合には、その計画を適切であると判断することができません。

- (5) 認定申請者が農畜産物の生産のみならず、加工・販売や6次産業化、作業受託等の取組を行うときは、「農業経営の規模の拡大に関する目標のうち農畜産物の加工・販売その他の関連・附帯事業」にその旨を記載することとし、農畜産物の生産と併せて当該取組により、将来的に基本構想に掲げる所得水準等の達成を目指すときは、その計画を適切であると判断することができます。

なお、目指すべき所得水準は、経営所得安定対策の交付金等を含めた収入及び6次産業化等の取組による加工・販売その他の関連・附帯事業に係る収入を合計した上で、それぞれの経費を差し引いた所得で判断することが適当です。

- (6) 農業経営の様態が多様化していることを踏まえ、基本構想に適合するかの判断は所得水準による判断のみで十分とします。なお、基本構想に設定されているか否かに関わらず、経営の改善・発展に向けた取組として、生産方式、経営管理の方法及び農業従事の態様等について、経営改善計画に記載することができます。

## 2 その他

次に掲げる事項に留意してください。

- (1) 認定農業者となり得るものは、個人経営及び法人経営であり、法人格を有しない集落営農は認定農業者となること

定農業者となることはできません。

ただし、既に法人設立への具体的な手続を開始している人格を有していない集落営農については、当該集落営農組織を法人化する計画を含んだ経営改善計画であれば、認定申請を行うことができます。なお、当該計画の認定については、当該集落営農が法律上の人格を有した場合に行うことができます。

また、法人の形態は認定の要件でないことから、農福連携に取り組む社会福祉法人や特定非営利活動法人等も認定農業者となることができます。

(2) (略)

(3) 申請者が法人の場合にあつては、法人の主たる従事者が目標とする年間農業所得の額が基本構想に掲げる目標とすべき主たる従事者の年間の農業所得水準と同等以上の水準となるような農地の規模拡大の取組や農畜産物の加工・販売の取組等が掲げられているか否かを判断するものとします。

(4) 小規模な経営など、基本構想で示す主たる従事者の年間の所得水準等に到達するためには大幅な経営発展が必要であり、申請された経営改善計画の計画期間内にはその到達が困難なものについても、1(4)の規定により、認定申請者が意欲を持って経営改善計画に記載された経営の改善・発展に向けた取組を継続し、将来的には基本構想で示す主たる従事者の年間の所得水準等に到達することが見込まれる場合には、その計画を適切であると判断することができます。

(5) (略)

はできません。

ただし、既に法人設立への具体的な手続を開始している人格を有していない集落営農については、当該集落営農組織を法人化する計画を含んだ経営改善計画であれば、認定申請を行うことができます。なお、その計画の認定については、当該集落営農が法律上の人格を有した場合に行うことができます。

また、法人の形態は認定の要件でないことから、農福連携に取り組む社会福祉法人や特定非営利活動法人等も認定農業者となることができます。

(2) (略)

(3) 申請者が法人の場合にあつては、法人の主たる従事者が目標とする農業所得の額が基本構想に掲げる目標とすべき農業所得水準と同等以上の水準となるような農地の規模拡大の取組や農畜産物の加工・販売の取組等が掲げられているか否かを判断するものとします。

(4) 小規模な経営など、基本構想で示す所得水準等に到達するためには大幅な経営発展が必要であり、申請された経営改善計画の計画期間内にはその到達が困難なものについても、1(4)の規定により、認定申請者が意欲を持って経営改善計画に記載された経営の改善・発展に向けた取組を継続し、将来的には基本構想で示す水準に到達することが見込まれる場合には、その計画を適切であると判断することができます。

(5) (略)

第2 (略)

第3 その他農林水産省令で定める基準に適合するものであること。

- 1 経営改善計画の達成される見込みが確実であること  
経営改善計画における経営改善の目標について、農業経営の現状、経営規模、生産方式等の当該計画に掲げられた各事項間の整合性、農業労働力の確保の実現性等をもとに、その達成の確実性を総合的に審査してください。

2・3 (略)

第4 その他

- 1 市町村は、認定審査の透明性を確保する観点から、基本構想に定める目標とすべき主たる従事者の年間の所得水準、労働時間等、認定に当たったの判断の基準となる全ての指標を、市町村の公報への掲載やインターネットの利用等により公開してください。

2～5 (略)

第2 (略)

第3 その他農林水産省令で定める基準に適合するものであること

- 1 経営改善計画の達成される見込みが確実であること  
経営改善計画における経営改善の目標について、農業経営の現状、経営規模、生産方式等の当該計画に掲げられた各事項間の整合性、農業労働力の確保の実現性等をもとに、その達成の確実性を総合的に審査して行うこととしてください。

2・3 (略)

第4 その他

- 1 市町村は、認定審査の透明性を確保する観点から、基本構想に定める目標とすべき所得水準、労働時間等、認定に当たったの判断の基準となる全ての指標を、市町村の公報への掲載やインターネットの利用等により公開してください。

2～5 (略)

(別紙5)

青年等就農計画の認定基準

第1 基本構想に照らして適切なものであること

1 (略)

2 その他

次に掲げる事項に留意してください。

(1) (略)

(2) 認定新規就農者となり得る者は、法律上の人格を有する自然人(個人)及び法人であり、人格を有しない集落営農は認定新規就農者となることはできません。

ただし、既に法人設立への具体的な手続を開始している人格を有していない集落営農については、当該集落営農組織を法人化する計画を含んだ経営改善計画であれば、認定申請を行うことができます。なお、当該計画の認定については、当該集落営農が法律上の人格を有した場合に行うことができます。

また、法人の形態は認定の要件でないことから、農福連携に取り組む社会福祉法人や特定非営利活動法人等も認定新規就農者となることができます。

(3)・(4) (略)

(別紙5)

青年等就農計画の認定基準

第1 基本構想に照らして適切なものであること

1 (略)

2 その他

次に掲げる事項に留意してください。

(1) (略)

(2) 認定新規就農者となり得るものは、個人経営及び法人経営であり、法人格を有しない集落営農は認定新規就農者となることはできません。

ただし、既に法人設立への具体的な手続を開始している人格を有していない集落営農については、当該集落営農組織を法人化する計画を含んだ経営改善計画であれば、認定申請を行うことができます。なお、その計画の認定については、当該集落営農が法律上の人格を有した場合に行うことができます。

法人の形態は認定の要件でないことから、農福連携に取り組む社会福祉法人や特定非営利活動法人等も認定新規就農者となることができます。

(3)・(4) (略)

(別紙6)

関係機関等に対する認定農業者等に関する情報の提供

第3 関係機関等の情報管理

情報提供を受けた関係機関等は、個人情報保護の観点から、認定農業者、認定新規就農者、認定経営発展法人及び提携事業者に関する情報については適切に管理することとしてください。

(別紙6)

関係機関等に対する認定農業者及び認定新規就農者に関する情報の提供

第3 関係機関等の情報管理

情報提供を受けた関係機関等は、個人情報保護の観点から、認定農業者及び認定新規就農者に関する情報については適切に管理することとしてください。

(別紙7)

農業経営発展計画の認定基準

第1 地域計画の達成に資するものであること

申請発展計画が地域計画の達成に資するものであるかの審査に当たっては、当該申請発展計画に記載された農業経営の発展に関する目標を達成するためとるべき措置の内容が、地域計画の区域における農業の将来の在り方と整合が図られているか、これに向けた農用地の利用が地域計画の目標地図を勘案して行われるものであるか等を確認します。

第2 物資又は役務の取引の相手方が農林水産省令で定める要件に該当する者であること

物資又は役務の取引の相手方が、次の1又は2に該当するか確認します。

- 1 農林漁業法人等に対する投資の円滑化に関する特別措置法(平成14年法律第52号)第5条に規定する承認組合であつて、次の(1)から(3)までに掲げるいずれかの者が当該承

(新設)

認組合の農林漁業法人等投資育成事業（同法第2条第2項に規定する農林漁業法人等投資育成事業をいいます。）の実施において主導的な役割を果たすもの

（1）地方銀行、地方銀行の子会社又は地方銀行の持株会社

（2）信用金庫・信用協同組合又は信用金庫・信用協同組合の子会社

（3）食品事業者又は食品事業者を子会社とする会社（食品事業者であるその子会社の株式の取得価額の合計額の当該会社の総資産の額に対する割合が100分の50を超える会社に限る。）

主導的な役割を果たすとは、例えば上記（1）から（3）までに示す者が、当該承認組合の無限責任組合員である場合、又は当該者が当該承認組合における主要な出資者であり、かつ当該者の関連会社が無限責任組合員であるなど、実質的に当該承認組合の運営を担っている場合をいいます。

## 2 食品事業者

食品事業者とは、農畜産物を原材料とする製造若しくは加工の事業を営む者、農畜産物若しくは農畜産物加工品の流通若しくは販売の事業を営む者又は農畜産物、農畜産物加工品若しくはこれらを材料として調理されたものを提供する事業を営む者のいずれかに該当する者（製造・加工・流通・販売・提供されるものが飲食の用に供されるものに限りま  
す。）をいいます。

第3 物資又は役務の取引の相手方からの出資及び農業経営の発展に関する目標を達成するためとるべき措置が目標を達成するために適切なものであること

物資又は役務の取引の相手方からの出資額及び出資の時期が農業経営の発展に関する目標を達成するためとるべき措置の内容からみて適切であるかを確認します。また、生産の拡大、品質・付加価値の向上等の目標に対応した取引条件（数量・単価）の改定、設備投資、農用地の権利取得等の見込みが示されているか、当該措置が具体的かつ実現可能と見込まれるか等を確認します。

第4 農業経営の発展に関する目標を達成するためとるべき措置が継続的に講じられると見込まれることその他の農林水産省令で定める基準に適合していること

1 農業経営の発展に関する目標を達成するためとるべき措置が継続的に講じられると見込まれることの審査に当たっては、申請発展計画に記載した措置が継続的に講じられることについて契約等の根拠があるか、目標の達成を予定する時期が申請発展計画の取組期間等と照らして適切といえるか等を確認します。

農業経営の発展に関する目標を達成するためとるべき措置が継続的に講じられるためには、物資又は役務の取引の相手方が発展計画申請法人の安定的な販路や取引量の確保、経営管理等に積極的に関与するなど、目標の達成に向けた前向きな経営参画が行われることが望ましいと考えます。

2 物資又は役務の取引の相手方が食品事業者である場合、発展計画申請法人との間の取引期間、取引量、取引額等を総合的に勘案し、相当程度の実績があるかを確認します。

第5 農用地に関する事項

発展計画申請法人が耕作等の事業に供すべき農用地の全てを適正に利用しているかの審査に当たっては、必要に応じて農業委員会等に情報提供を求め、農地法第4条及び第5条に違反しているもの、農地法第32条第1項第1号に該当する場合等がないかを確認します。

農用地の権利移動又は転用が農業経営発展計画の達成に支障を及ぼすおそれがないことの審査に当たっては、例えば申請発展計画において、発展計画申請法人と食品事業者との間で取引量を増大させることを目標として設定しているにもかかわらず、農地の売却や転用により当該申請発展計画に基づく措置の実施が困難となるものではないか等を確認します。

第6 農業経営発展計画の適正かつ効果的な実施を確保するために必要なものとして農林水産大臣が定める基準に適合していること

- 1 発展計画申請法人が農業経営の発展に関する目標の達成に取り組むことにより、農業生産の増大、雇用の増大、遊休農地の農業上の利用の増進等からみて、地域の農業の健全な発展に寄与するものであるかを確認します。
- 2 農業経営の発展に関する目標を達成するためとるべき措置が農業（営農型太陽光発電事業を除きます。）に直接関連するものであるかを確認します。
- 3 発展計画申請法人が農業経営の発展に関する目標を達成するためとるべき措置として農用地の権利を取得する場合には、当該権利の取得が申請発展計画の達成に資するものであるかを確認します。当該権利の取得が当該措置として行われる場合以外の場合にあっては、当該権利の取得が申請発

展計画の達成に支障を及ぼすおそれがないものであるかを確認します。

4 申請発展計画の期間が10年以内であるかを確認します。

(別紙8) (略)

(別紙7) (略)

(別紙9)

協議の場の設置及び協議する事項の考え方

(別紙8)

協議の場の設置及び協議する事項の考え方

#### 第1 協議の場の設置

① 地域計画は、その取組を通じて、地域の実情や課題を明らかにしていくものです。このことから、策定後も協議を継続していくことが重要であり、地域農業の実態に応じて随時更新（年1回以上）し、完成度を高めていくことが重要です（地域計画策定マニュアル参照）。例えば、集落営農や新規参入法人が集落の営農の相当部分を担うなど、地域の農業の将来の在り方等を見直す必要が生じた場合は、地域の実情に応じて随時、協議を行ってください。

②～⑥ (略)

#### 第2 協議の場で活用する資料

協議の場では、協議に参加する関係者がそれぞれの役割分担に応じた資料を提供してください。

① (略)

② 市町村は、これまでの人・農地プランや地域計画の策定に当たって参考となる計画（水田収益力強化ビジョン、中山間地域等直接支払直接支払交付金の集落協定書、多面的機能支

#### 第1 協議の場の設置

① 地域計画は、一度策定して終わりではなく、地域農業の実態に応じて随時更新（年1回以上）し、完成度を高めていくことが重要です（地域計画策定マニュアル参照）。例えば、集落営農や新規参入法人が集落の営農の相当部分を担うなど、地域の農業の将来の在り方等を見直す必要が生じた場合は、地域の実情に応じて随時、協議を行ってください。

②～⑥ (略)

#### 第2 協議の場で活用する資料

協議の場では、協議に参加する関係者がそれぞれの役割分担に応じた資料を提供してください。

① (略)

② 市町村は、現行の人・農地プランや地域計画の策定に当たって参考となる計画（水田収益力強化ビジョン、中山間地域等直接支払直接支払交付金の集落協定書、多面的機能支

払交付金の事業計画書、果樹産地構造改革計画等)、地域計画の策定に向けたスケジュール、域内への参入意向を有する新規就農者等の資料、その他の関連事業に関する資料を提供してください。

③～⑦ (略)

付金の事業計画書、果樹産地構造改革計画等)、地域計画の策定に向けたスケジュール、域内への参入意向を有する新規就農者等の資料、その他の関連事業に関する資料を提供してください。

③～⑦ (略)

(別紙10)

目標地図の作成手順・考え方について

第2 目標地図の考え方

1・2 (略)

3 養豚などの営農類型のような農地利用を行わない農業者についても、農業用施設を用いることから、農業を担う者として目標地図に位置付けることができます。この際、家畜伝染病の発生による埋却に備え、管理行為のみが行われる土地を農業用施設として位置付けることもできます。

4～6 (略)

(別紙9)

目標地図の作成手順・考え方について

第2 目標地図の考え方

1・2 (略)

3 養豚などの営農類型のような農地利用を行わない農業者についても、農業用施設を用いることから、農業を担う者として目標地図に位置付けることができます。この際、これらの農業者が協議の場に必ず参加することを求めるものではありません。

4～6 (略)

(別紙11)

農地中間管理機構による農用地の買入協議

第1 農業委員会による要請

1 (略)

2 買入協議の要請の対象となる農用地は、地域計画の区域(第12の11の特例が定められた地域を除きます。)のうち、当該農用地を含む周辺の地域における農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて効率的かつ安定的な農業

(別紙10)

農地中間管理機構による農用地の買入協議

第1 農業委員会による要請

1 (略)

2 買入協議の要請の対象となる農用地は、地域計画の区域(第11の11の特例が定められた地域を除きます。)のうち、当該農用地を含む周辺の地域における農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて効率的かつ安定的な農業

経営を営む者に対し利用の集積を図ることが望ましい農用地であり、土地改良事業が実施された農用地や集団的に存している農用地等のいわゆる優良農用地はもとより、認定農業者等が現に耕作している農用地に隣接する農用地なども対象となり得ることから、農業委員会は申出に係る農用地について買入協議の対象とすべきか否か個々具体的に判断するものとします。

3 (略)

第2 市町村の長による通知

1 (略)

2 法第22条第2項の市町村の長による農地中間管理機構が買入協議を行う旨の農用地の所有者に対する通知は、買入協議の趣旨及び買入れを行う農地中間管理機構の名称を記載した参考様式第10号によるものとします。

3・4 (略)

(別紙12) (略)

経営を営む者に対し利用の集積を図ることが望ましい農用地であり、土地改良事業が実施された農用地や集団的に存している農用地等のいわゆる優良農用地はもとより、認定農業者等が現に耕作している農用地に隣接する農用地なども対象となり得ることから、農業委員会は申出に係る農用地について買入協議の対象とすべきか否か個々具体的に判断するものとします。

3 (略)

第2 市町村の長による通知

1 (略)

2 法第22条第2項の市町村の長による農地中間管理機構が買入協議を行う旨の農用地の所有者に対する通知は、買入協議の趣旨及び買入れを行う農地中間管理機構の名称を記載した参考様式第9号によるものとします。

3・4 (略)

(別紙11) (略)

(新設)

様式第1号

農業経営発展計画

1. 基本情報

法人の名称	代表者の氏名	法人番号	本店の所在地	法人の設立年月日
事業年度	農業経営改善計画の認定を受けている又は受けていた市町村等及びその期間			

2. 農業経営の発展に関する目標及び目標を達成するためとるべき措置

農業経営発展計画の概要

現状 ( 年)	目標 ( 年)
目標を達成するためとるべき措置	

上記の措置が法人の行う農業に関連する事業として行われる場合、以下の該当する事業に印を付してください。

- 農畜産物を原料又は材料として使用する製造又は加工
- 農業と併せ行う林業
- 農畜産物の貯蔵、運搬又は販売
- 農畜産物若しくは林産物を交換して得られる電気又は農畜産物若しくは林産物を電源とする熱の供給
- 農業生産に必要な資材の製造
- 農作業の受託
- 農山漁村滞在型余暇活動のための基礎整備の促進に関する法律(平成6年法律第66号)第2条第1項に規定する農村滞在型余暇活動に利用されることを目的とする施設の設置及び運営並びに農村滞在型余暇活動を行う者を宿泊させること等農村滞在型余暇活動に必要な役務の提供

地域計画の達成に資する点

地域の農業の健全な発展に寄与する点
-------------------

(記載要領)

- 1 「目標」欄には、売上高、収益性等の定量的な目標を現状値と対比するように記載してください。目標が複数ある場合は、箇条書きで記載してください。
- 2 「目標を達成するためとるべき措置」欄には、取引量に関する措置、農地及び農業生産に関する措置、施設・機械投資に関する措置等を記載してください。
- 3 「地域計画の達成に資する点」欄には、例えば「地域計画の目標地図に定められた営農を実現する見通し」等本計画に取り組むことによって達成される地域計画上の効果を記載してください。
- 4 「地域の農業の健全な発展に寄与する点」欄には、例えば「地域内から新規に3名の農業従事者を雇用する予定」等本計画に取り組むことによる地域の農業の健全な発展に資する効果を記載してください。

3. 農地所有資格法人に関する事項 (別添に記載し、添付してください。)

4. 取引の相手方に関する事項

法人名	法人番号	
代表者の氏名	本店の所在地	
事業内容		
取引実績		
法令遵守の状況		

(記載要領)

- 1 「事業内容」欄には、農業経営基盤強化促進法 (昭和55年法律第65号。以下「法」という。) 第16条の2第2項第2号に規定する物資又は役務の取引の相手方 (以下単に「取引の相手方」という。) が農業経営基盤強化促進法施行規則 (昭和55年農林水産省令第34号。以下「規則」という。) 第15条の10第1号又は第2号に該当する者であることがわかるように事業内容を記載してください。
- 2 「取引実績」欄には、取引の相手方が規則第15条の10第1号に定める事業を営む者である場合に、当該者との取引期間や取引量等を記載してください。
- 3 「法令遵守の状況」欄には、取引の相手方が規則第15条の10第1号に定める事業を営む者である場合に、その行う事業に係保する法令に違反している状況がない旨を記載してください。

5. 出資等に関する事項

取引の相手方からの出資額 (現在)	
取引の相手方からの出資額及び出資時期 (予定)	
取引の相手方からの出資の条件	
その他資金関連の計画	

- (記載要領)
- 1 「取引の相手方からの出資額（現在）」欄には、取引の相手方から現に出資を受けている場合に、その出資の額を記載してください。
  - 2 「取引の相手方からの出資額及び出資時期（予定）」欄には、取引の相手方から今後受ける予定の出資の額及びその出資の時期を記載してください。
  - 3 「取引の相手方からの出資の条件」欄には、取引の相手方から出資に関する条件が付されている場合には、その条件の内容を記載してください。
  - 4 「その借入金調達の計画」欄には、農業経営の発展に関する目標を達成するための資金として、取引の相手方以外から受けている出資や金融機関等からの融資等があればその内容を記載してください。

6. 農用地に関する事項（別添に記載し、添付してください。）

7. 本計画の実施期間

年    月    日    ～    年    月    日
---------------------------------

8. 留意事項（以下の事項をよく読み、同意する場合には口口にチェックをいれてください。）

<input type="checkbox"/>	<p>農林水産省は、農業経営発展計画の設定申請者から提出された書類等に記載された個人情報や、個人情報保護法に定める法律（平成16年法律第67号）及び関係法令に基づき適正に管理し、農業経営発展計画制度の実施のために利用します。</p> <p>また、農林水産省は、農業経営発展計画の農林水産大臣認定後、認定経営発展法人名及び当該認定発展計画の概要を農林水産省のホームページで公表するとともに、関係地方公共団体の長及び農業委員会へ情報提供することとします。</p> <p>このほか、当該認定発展計画の実施状況を確認するため、必要最小限度の範囲内で関係機関へ情報提供する場合があります。</p>
<input type="checkbox"/>	<p>当法人は、農業経営発展計画の農林水産大臣認定後、農用地の権利の設定若しくは移転又は転用を行うおとす場合には、あらかじめ当該認定発展計画の変更の設定を受けなければならぬことについて、理解しました。</p>

(添付書類)

以下の書類を添付すること。

- 1 定款の写し
- 2 株主名簿の写し
- 3 法第12条第1項に規定する農業経営改善計画の規定を受けている又は受けていた期間を記した書類
- 4 法第16条の2第1項の規定を受けようとする者が農業を担う者として記載されている地域計画の写し
- 5 取引の相手方が法人である場合には、次に掲げるいずれかの書類
  - (1) その株主名簿の写し又はこれに類する書類
  - (2) その株主の議決権の100分の5以上を有する株主又は出資の総額の100分の5以上に相当する出資をしている者の氏名、住所及びその有する議決権を証する書面（主要株主等が法人である場合には、その名称、主たる事務所の所在地及びその有する議決権を証する書面）
- 6 取引の相手方が規則第15条の10第1号に定める事業のいずれかを営んでいることがわかる書類
- 7 農業経営の発展に関する目標を達成するためとるべき措置が継続的に講じられると見込まれることがわかる書類
- 8 取引の相手方が規則第15条の10第1号に定める事業を営んでいる場合には、取引の相手方と物資又は投資の取引を行った相当程度の実績があることがわかる書類
- 9 その他参考となるべき書類

農地所有資格法人に関する事項 (別添)

1 現に行っている事業の種類及び売上高

(1) 事業の種類

区分	農業		左記農業に該当しない事業の内容
	生産する農畜産物	関連事業等の内容	
現在 (実績又は見込み)			
権利取得後 (予定)			

(2) 売上高

年度	農業	左記農業に該当しない事業
3年前 (実績)		
2年前 (実績)		
1年前 (実績)		
申請日の属する年 (実績又は見込み)		
2年目 (見込み)		
3年目 (見込み)		

2 構成員全ての状況

(1) 農業関係者 (権利提供者、常時従事者、農作業委託者、農地中間管理機構、地方公共団体、農業協同組合、投資円滑化法に基づく法政公社、農業経営基盤強化促進法に基づく関連事業者等)

氏名又は名称	住所又は主たる事務所のある所在地	国籍等	関係種別	関係種別の数	構成員25個人の場合は以下のうち1人の状況		農作業委託の内容	
					農産等の提供面積 (㎡)	農業への年間従事日数		

(2) 農業関係者以外の者 ((1) 以外の者)

氏名又は名称	住所又は主たる事務所のある所在地	国籍等	在留資格又は特別永住者		関係種別の数	
				特別永住者	株式会社	有限会社

	関係種別の数		関係種別の割合		農業経営戦略調整定済の関係種別及びその割合	
	株式会社	有限会社	株式会社	有限会社	株式会社	有限会社
(1) 農業関係者						
(2) 農業関係者以外の者						
計						

(留意事項)

農林漁業法人等に対する投資の円滑化に関する特別措置法（平成14年法律第52号。以下、「投資円滑化法」という。）第5条に規定する承認会社を構成員とする農地所有適格法人である場合には、「その構成員が承認会社であることを証する書面」及び「その構成員の株主名簿の写し」を添付してください。

3 理事、取締役又は業務を執行する社員全ての農業への従事状況

氏名	住所	国籍等	役職	農業への年間従事日数		必要な農作業への年間従事日数			
				直近実績	見込み	直近実績	見込み		
		在留資格又は特別永住者							

4 重要な使用人の農業への従事状況

氏名	住所	国籍等	役職	農業への年間従事日数		必要な農作業への年間従事日数		
				直近実績	見込み	直近実績	見込み	
		在留資格又は特別永住者						

(記載要領)

1 「農業」には、以下に掲げる「関連事業等」を含み、また、農作業のほか、労務管理や市場開拓等も含みます。

- (1) その法人が行う農業に関連する次に掲げる事業
    - ア 農畜産物を原料又は材料として使用する製造又は加工
    - イ 農畜産物若しくは林産物を変換して得られる電気又は農畜産物若しくは林産物を熱源とする熱の供給
    - ウ 農畜産物の貯蔵、運搬又は販売
    - エ 農畜生産に必要な資材の製造
    - オ 農作業の受託
    - カ 農村滞在型余暇活動に利用される施設の設置及び運営並びに農村滞在型余暇活動を行う者を宿泊させること等農村滞在型余暇活動に必要な投務の提供
    - キ 農地に支柱を立てて設置する太陽光を電気に変換する設備の下で耕作を行う場合における当該設備による電気の供給
  - (2) 農業と併せ行う林業
  - (3) 農事組合法人が行う共同利用施設の設置又は農作業の共同化に関する事業
- 2 「1 (1) 事業の種類」の「生産する農畜産物」欄には、法人の生産する農畜産物のうち、相収益の50%を超えると認められるものの名称を記載してください。なお、いずれの農畜産物の相収益も50%を超えない場合には、相収益の多いものから順に3つの農畜産物の名称を記載してください。
- 3 「1 (2) 売上高」の「農業」欄には、法人の行う耕作又は養畜の事業及び関連事業等の売上高の合計を記載し、それ以外の事業の売上高については、「左記農業に該当しない事業」欄に記載してください。「1年前」から「3年前」までの各欄には、その法人の決算が確定している事業年度の売上高の許可申請前3事業年度分をそれぞれ記載（実績のない場合は空欄）し、「申請日の属する年」から「3年目」

までの各欄には、権利を取得しようとする農地等を耕作又は養畜の事業に供することとなる日を含む事業年度を初年度とする3事業年度分の売上高の見込みをそれぞれ記載してください。

- 4 「2（1）農業関係者」の各欄には、投資円滑化法第5条に規定する承認会社が法人の構成員に含まれる場合には、その承認会社の議決権の数とともに、その承認会社の株主の氏名又は名称及び株主ごとの議決権の数を括弧書きで記載してください。

複数の承認会社が構成員となっている法人にあっては、承認会社ごとに区分して株主の状況を記載してください。

- 5 「議決権の数」及び「議決権の割合」の「種類株主割合」欄には、会社法（平成17年法律第86号）第108条第1項第8号に掲げる事項についての定めがある種類の株式を発行している場合に記載してください。

- 6 「2（1）農業関係者」の「農地等の提供面積（㎡）」の「面積」欄には、農地中間管理機構を通じて法人に農地等を提供している者の法人の構成員となっている場合、その構成員が農地中間管理機構に使用貸借による権利又は賃借権を設定している農地等のうち、当該農地中間管理機構が当該法人に使用貸借による権利又は賃借権を設定している農地等の面積を記載してください。

- 7 2の「住所又は主たる事務所の所在地」及び「国籍等」並びに3及び4の「国籍等」の各欄は、所有権を移転する場合のみ記載してください（ただし、2の「住所又は主たる事務所の所在地」及び「国籍等」の各欄については、総株主の議決権の100分の5以上を有する株主又は出資の総額の100分の5以上に相当する出資をしている者に限る。）。

「国籍等」の欄には、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の45に規定する国籍等（日本国籍の場合は、「日本」）を記載するとともに、中長期在留者にあつては在留資格、特別永住者にあつてはその旨を併せて記載してください。法人にあっては、その設立に当たつて準拠した法令を制定した国（内国法人の場合は、「日本」）を記載してください。

- なお、4については、3の理事等のうち、法人の農業に常時従事する者（原則年間150日以上）であつて、かつ、必要な農作業に農地法施行規則（昭和27年農林省令第79号）第8条に規定する日数（原則年間60日）以上従事する者がいない場合にのみ記載してください。

- 8 2（1）、3及び4の「農業への年間従事日数」の「見込み」欄には、農用地の権利を新たに取得する場合のみ記載してください。

農用地に関する事項（別添）

① 所有権又は使用及び収益を目的とする権利を有している農用地

整理番号	所在・地番	地目	面積(m <sup>2</sup> )		権利の種類	利用状況	権利の設定又は移転の予定がある場合のみ記載	転用予定がある場合のみ記載			本計画の達成との関連性	農地法特例の審査の要否
				現況			時期及び手法	転用の手法	時期及び概要	別紙番号		

面積合計 (m<sup>2</sup>)

② 所有権又は使用及び収益を目的とする権利を取得しようとする農用地

整理番号	所在・地番	地目	面積(m <sup>2</sup> )	権利の種類	権利の取得の時期及び手法	転用予定がある場合のみ記載		本計画の達成との関連性	農地法特例の審査の要否
						時期及び概要	別紙番号		

(記載要領)

- ①の所有権又は使用及び収益を目的とする権利を有している農用地については、現にこれらの権利を有している農用地の全てを記載してください。
- ②の所有権又は使用及び収益を目的とする権利を取得しようとする農用地については、認定を受けた後、遅滞なく、権利を取得する予定のもののみを記載してください。
- ①の「現況」欄には、田、畑、樹園地、採草放牧地等の別を記載してください。

4 ①の「利用状況」欄には、現に耕作又は養畜の事業の目的に供されている場合には「○」を、供されていない場合にはその状況及び理由として、「賃借人○○が○年間耕作を放棄している」、「～であることから条件不利地であり、○年間休耕中であるが、草刈り・耕起等の農地としての管理を行っている」等耕作又は養畜の事業に供することができない事情等を詳細に記載してください。

5 ①の「権利の設定又は移転の予定がある場合のみ記載」欄の「時期及び手法」欄には、例えば申請者が所有権等を有している農用地を他人に譲渡する予定がある場合等に、「○年○月に農地法第3条による権利移転」「○年○月に農地法第5条による権利移転」等当該行為の時期及び根拠となる法律名・事業計画名等を記載してください。

6 ①の「転用予定がある場合のみ記載」欄の「転用の手法」欄には、申請者が所有権等を有している農地を申請者自身が転用する予定がある場合に、「当該発展計画の認定による許可みなし」、「農業経営改善計画に係る転用の許可みなし」等当該転用行為の根拠となる法律名・事業計画名等を記載してください。

7 ①の「転用予定がある場合のみ記載」欄の「時期及び概要」欄には、転用する時期及びその転用の目的に係る事業又は施設の概要を記載してください。

8 ①の「本計画の達成との関連性」欄には、農業経営の発展に関する目標を達成するためとすべき措置として農用地の権利の設定若しくは移転又は転用を実施する場合に、例えば「本計画の目標を達成するための措置として記載した農産物加工施設の増築のための転用」等を記載し、当該行為が本計画の達成の支障にはならないことを明確にしてください。

本計画による措置とは無関係の農用地の権利の設定若しくは移転又は転用である場合にあっては、例えば「当該目標の達成に必要な農用地の面積確保の支障にはなっていない」等を記載し、当該行為が本計画の達成の支障にはならないことを明確にしてください。

9 ①及び②の「別紙番号」欄には、別紙1農地法第4条第1項の特例措置、別紙2農地法第3条第1項の特例措置、別紙3農地法第5条第1項の特例措置を提出する場合に、当該別紙の右上欄「別紙番号」に任意の番号を振り、それと同じ番号を記載ください。

10 ①及び②の「農地法特例の審査の要否」欄には、当該農用地が、認定を受けた後、遅滞なく、法第16条の4第1項から第3項までの農地法（昭和27年法律第229号）の特例措置を活用するものである場合には、印を付してください。

11 ②の「権利の取得の時期及び手法」欄には、「○年○月に当該発展計画の認定による許可みなし」、「○年○月に農地中間管理機構の農用地利用集積等促進計画による権利移動」等当該行為の時期及び根拠となる法律名・事業計画名等を記載してください。

12 ②の「転用予定がある場合のみ記載」欄の「時期及び概要」欄には、転用の時期及びその転用の目的に係る事業又は施設の概要を記載してください。

13 ②の「本計画の達成との関連性」欄には、農業経営の発展に関する目標を達成するためとすべき措置として農用地を取得する場合に、例えば「本計画の目標を達成するための措置として記載した農産物加工施設の増築のための用地の取得」等を記載し、当該権利の取得が本計画の達成に資する行為であることを明確にしてください。

本計画による措置とは無関係の農用地の取得である場合にあっては、例えば「当該目標の達成に必要な農用地の面積確保の支障にはなっていない」等を記載し、その行為が本計画の達成の支障にはならないことを明確にしてください。

#### （留意事項）

- 1 法第16条の4第2項の規定による農地法第4条第1項の特例措置を活用する場合は、別紙1を提出してください。
- 2 法第16条の4第1項の規定による農地法第3条第1項の特例措置を活用する場合は、別紙2を提出してください。
- 3 法第16条の4第3項の規定による農地法第5条第1項の特例措置を活用する場合は、別紙3を提出してください。

別紙番号

(別紙1) 法第16条の2第2項第5号へ関係

農地法第4条第1項の特例措置  
(法第16条の4第2項の規定による農地法第4条第1項の特例措置を適用する場合)

記

1 転用しようとする土地	農地番号	農作業者の氏名	市街化区域・市街化調整区域・その他の区域の別						
			用途	事由の詳細					
2 転用計画	(1) 転用事由の詳細								
	(2) 農地の農事類型又は地役の利用期間		年	月	日から	年間			
	(3) 転用の時期及び転用の目的に係る事業又は施設の種類		専工	年	月	日から	年	月	日まで
			工業計画	施設の種別	棟数	建築面積(㎡)	所要定員(人)		
			土地改良	施設種別					
		農作物	作物種別						
		社							
3 転用することによって生ずる付添の土地・作物・家畜等の数量(畝数・頭数)の概要									
4 その他参考となるべき事項									

(記載要領)

- 「整理番号」欄には、許可を受けようとする農用地について「農用地に関する事項 (9欄)」で付した番号と同じ番号を記載してください。
- 「市街化区域・市街化調整区域・その他の区域の別」欄には、申請に係る土地が都市計画法(昭和43年法律第100号)による市街化区域、市街化調整区域又はこれらの区域のいずれに含まれているかを記載してください。
- 申請に係る土地が市街化調整区域内にある場合には、転用行為が都市計画法第29条の開発許可及び同法第43条第1項の建築許可を要しないものであるときはその旨並びに同法第29条及び第43条第1項の該当する号を、転用行為が当該開発許可を要するものであるときはその旨及び建築物が同法第34条第1号から第10号まで又は都市計画法施行令(昭和44年政令第158号)第36条第1項第3号口から口までのいずれの建築物に該当するかを、転用行為が開発行為及び建築行為のいずれも伴わないものであるときは、その旨及びその理由を、それぞれ「その他参考となるべき事項」欄に記載してください。

(添付書類)

以下の書類を添付すること。

- 土地の位置を示す地図及び当該土地の登記事項証明書(全部事項証明書に限る。)
- 土地に設置しようとする建物その他の施設及びこれらの施設を利用するために必要な道路、用排水施設その他の施設的位置を明らかにした図面
- 農地の転用の目的に係る事業を実施するために必要な資力及び信用があることを証する書面
- 農地を転用する行為の妨げとなる権利を有する者がいる場合には、その同意があったことを証する書面
- 農地が土地改良区の地区内にある場合には、当該土地改良区の意見書(意見を求めた日から30日を経過してもその意見を得られない場合には、その事由を記載した書面)
- その他参考となるべき書類

(別紙2) 法第16条の2第2項第6号イ関係

## 農地法第3条第1項の特例措置

(法第16条の4第1項の規定による農地法第3条第1項の特例措置を活用する場合)

## 記

1 当事者の氏名等 (国籍等は、所有権を移転する場合に譲受人のみ記載してください。)

当事者	氏名	住所	国籍等	在留資格 格又は 特別永 住者	在留期間 及び在留 期間の満 了の日	認定経営 受託法人 (該当する 場合にH2O)
譲渡人						
譲受人						

2 許可を受けようとする土地の所在等 (土地の登記事項証明書を添付してください。)

整理 番号	列価、資料等の額 (円) 〔10a当たりの額〕	所有者の氏名又は名称	所有種以外の使用収益権が設定されて いる場合	権利者の氏名 又は名称
		〔現所有者の氏名又は名称〕 (登記簿と異なる場合)	権利の種類、内容	
	/10a			

3 権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容

## (記載要領)

- 1 法人である場合は、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者の氏名をそれぞれ記載してください。
- 2 国籍等は、住民基本台帳法第30条の45に規定する国籍等(日本国籍の場合は、「日本」)を記載するとともに、中长期在留者にあつては在留資格、特別永住者にあつてはその旨を併せて記載してください。法人にあつては、その設立に当たつて準拠した法令を制定した国(内国法人の場合は、「日本」)を記載してください。また、在留資格を記載する場合は、在留期間(出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)第2条の2第3項の在留期間をいう。)及び在留期間の満了の日も併せて記載してください。
- 3 譲渡、民事調停等による単独行為での権利の設定又は移転である場合は、当該譲渡、民事調停等を証する書面を添付してください。
- 4 法第16条の3第1項に規定する認定経営受託法人が譲渡人である場合には、1の「認定経営受託法人」に○を付してください。
- 5 2「整理番号」欄には、許可を受けようとする農用地について「農用地に関する事項(別紙)」で付した番号と同じ番号を記載してください。
- 6 3は、権利を設定又は移転しようとする時期、土地の引渡しを受けようとする時期、契約期間等を記載してください。また、水田農作の目的に供するための権利を設定しようとする場合は、水田農作として耕作する期間の始期及び終期並びに当該水田の農作及び農作の作付に係る事業の概要を併せて記載してください。

4 権利を取得しようとする者又はその世帯員等の機械の所有の状況、農作業に従事する者の数及び配置の状況、農地法その他の農業に関する法令の遵守の状況等

(1) 作付(予定)作物、作物別の作付面積

田	畑	樹園地	採草 放牧地
作付(予定)作物			
権利取得後の面積 (㎡)			

(2) 大農機具又は家畜

数量	種類						
稼働しているもの	所有 リース						
導入予定のもの	所有 リース						
〔 貸借別にかえて 〕							

(記載要領)

- 1 「大農機具」とは、トラクター、耕うん機、自走式の田植機、コンバイン等です。「家畜」とは、農耕用に使役する牛、馬等です。
- 2 導入予定のものについては、自己資金、金融機関からの借入れ(融資を受けられることが確実なものに限る。)等資金繰りについても記載してください。

(3) 農作業に従事する者の数及び配置の状況

① 世帯員等その 他常時雇用して いる労働力(A)	現在：	(農作業経験の状況： )
	増員予定：	(農作業経験の状況： )
② 臨時雇用労働 力(年間延人数)	現在：	(農作業経験の状況： )
	増員予定：	(農作業経験の状況： )

(ア) 配置の状況(所有者又は借入農家が兼営市町村にまたがる場合は記載(市町村別の状況を記載)してください(農家は市町村などで配置が同じ場合は、該当する市町村を列記してください。)。 なお、「市町村」欄には、農家は兼営していただく市町村 )

市町村	氏名	住所地、拠点となる場所等

(イ) ①、②及び(ア)の者の住所地、拠点となる場所等から権利を設定又は移転しようとする土地までの平均距離又は時間

(4) 農地法その他の農業に関する法令の遵守の状況等 (別紙に記載し、添付してください。)

(5) その他の考慮すべき事項

5 借地契約の内容 (借地の引受けにより権利が取得される場合にのみ記載してください。)

--

6 農地又は採草放牧地につき所有権以外の権利に基づいて耕作又は養畜の事業を行う者 (賃借人等) が、その土地を貸し付け、又は買入れしようとする場合には、以下のうち該当するものに印を付してください。  
 賃借人等又はその世帯員等の死亡等によりその土地について耕作、採草又は家畜の放牧をすることができないため一時貸し付けようとする場合である。

その土地を水田農作 (田において種を通常栽培する期間以外の期間に他の作物を栽培すること。) の目的に供するため貸し付けようとする場合である。

(表作の作付内容 =

、裏作の作付内容 = )

農地所有資格法人の常時理事者たる構成員がその土地をその法人に貸し付けようとする場合である。

7 周辺地域との関係

権利取得後における耕作又は養畜の事業が、権利を設定し、又は移転しようとする農地又は採草放牧地の周辺の農地又は採草放牧地の農業上の利用に及ぼすことが見込まれる影響を以下に記載してください。(例えば、集落営農や経営体への集積等の取組への支障、農業の使用方法の違いによる耕作又は養畜の事業への支障等)について記載してください。)

--

8 取得しようとする権利が地上権(民法(明治29年法律第89号)第269条の2第1項の地上権)又はこれと内容を同じくするその他の権利である場合は、4、5、6、及び7の記載事項の記載が不要です。  
事業・計画の内容、周辺の土地、作物、家畜等の放牧の防除施設の概要と関係権利者との調整の状況を「事業・計画の内容」欄に記載してください。

事業・計画の内容

--

農地法その他の農業に関する法令の遵守の状況等 (別添)

1 農地法その他の農業に関する法令

(1) 農地法

違反の対象となる規定	違反の有無
①第3条 (農地又は採草放牧地の権利移動の制限)	有 ・ 無
②第4条 (農地の転用の制限)	有 ・ 無
③第5条 (農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の制限)	有 ・ 無
④第42条 (措置命令)	有 ・ 無

(2) 農業振興地域の整備に関する法律 (昭和44年法律第58号)

違反の対象となる規定	違反の有無
①第15条の2 (農用地区域内における開発行為の制限)	有 ・ 無
②第15条の3 (監督処分)	有 ・ 無

(3) 種苗法 (平成10年法律第83号)

違反の対象	違反の有無
育成者権又は専用利用権の侵害 (第20条及び第25条参照)	有 ・ 無

(4) 農薬取締法 (昭和23年法律第82号)

違反の対象となる規定	違反の有無
第24条 (使用の禁止)	有 ・ 無

2 1で「有」の場合

違反の時期	内容

- 3 過去に権利取得後の農地等を耕作又は養畜の事業に供することなく、取得後3年以内に所有者に譲渡し、若しくは使用及び収益を目的とする権利を設定し、又は農地以外のものにする行為を行ったかの有無等

該当の有無	行為の時期	内容	理由
有 ・ 無			

(記載要領)

- この様式には、権利取得者等 (農地の権利を取得しようとする者又はその世帯員等) の状況等を記載してください。
- 1の(1) ①については、偽りその他不正的手段により、許可を受けた者も含めて記載してください。
- 1の(1) ②及び③については、農地法第51条第1項第2号から第4号に該当する者も含めて記載してください。
- 1の(1)及び3については、許可申請日から起算して過去3年分の状況等を記載してください。なお、1の(1)については、違反状態が是正されたものも含めて記載してください。
- 1の(2)、(3)及び(4)については、許可申請日現在の状況を記載してください。

別紙番号

(別紙3) 法第16条の2第2項第6号口関係

農地法第5条第1項の特例措置  
(法第16条の4第3項の規定による農地法第5条第1項の特例措置を適用する場合)

記

1 当事者の住所等	当事者の別	氏名	住 居	所	番 地
	個人		都 市 区 村	番 地	
2 権利を特定し又は移転しようとする土地	地 区	所有権以外の権利が設定されている場合	権利者の氏名又は名称	中農化区域・市街化調整区域・その他の区域の別	
	権利番号	権利の種類			
3 転用計画	(1) 転用の目的	(2) 権利を特定し又は移転しようとする権利の名称			
	(3) 事業の種類・用途等又は地役の別	年 月 日から	年 期		
	(4) 転用の種類及び転用の目的に係る事業又は地役の概要	工事計画	竣工 年 月 日から	年 月 日まで	
		建設の種別	種別	建築面積 (㎡)	所要面積 (㎡)
4 権利を特定し又は移転しようとする権利の名称	権利の種類	権利の設定・移転の別	権利の種類	権利の存続期間	その他
5 転用することによって生ずる付近の土地・建物・交通等の被害防止の措置等					
6 その他の参考となるべき事項					

(記載要領)

- 1 当事者が法人である場合には、「氏名」欄にその名称及び代表者の氏名を、「住所」欄にその主たる事務所の所在地、をそれぞれ記載してください。
- 2 譲渡人が2人以上である場合には、申請書の送出人は「譲受人何某」及び「譲渡人何某外何名」とし、申請書の1及び2の欄には「別記のとおり」と記載して申請することができます。この場合の別記の様式は、次の別記1及び別記2のとおりとします。
- 3 「整理番号」欄には、許可を受けようとする農用地について「農用地に関する事項 (別添)」で付した番号と同じ番号を記載してください。
- 4 「市街化区域・市街化調整区域・その他の区域の別」欄には、申請に係る土地が都市計画法による市街化区域、市街化調整区域又はこれら以外の区域のいずれに含まれているかを記載してください。
- 5 申請に係る土地が市街化調整区域内にある場合には、転用行為が都市計画法第29条の開発許可及び同法第43条第1項の建築許可を要しないものであるときはその旨並びに同法第29条及び第43条第1項の該当する号を、転用行為が当該開発許可を要するものであるときはその旨及び同法第34条の該当する号を、転用行為が当該建築許可を要するものであるときはその旨及び建築物が同法第34条第1号から第10号まで又は都市計画法施行令第36条第1項第3号からホまでのいずれの建築物に該当するかを、転用行為が開発行為及び建築行為のいずれも伴わないものであるときは、その旨及びその理由を、それぞれ「その他参考となるべき事項」欄に記載してください。

(添付書類)

- 1 以下の書類を添付すること。  
土地の位置を示す地図及び当該土地の登記事項証明書 (全部事項証明書に限る。)

- 2 土地に設置しようとする建物その他の施設及びこれらの施設を利用するために必要な道路、用排水施設その他の施設の位置を明らかにした図面
- 3 農用地の転用の目的に係る事業を実施するために必要な資力及び信用があることを証する書面
- 4 農用地を転用する行為の妨げとなる権利を有する者がある場合には、その同意があったことを証する書面
- 5 農用地が土地改良区の地区内にある場合には、当該土地改良区の意見書（意見を求めた日から30日を経過してもその意見を得られない場合にあつては、その事由を記載した書面）
- 6 その他参考となるべき書類

(別記1) 申請書の1の欄 当事者の住所等

当事者の別	氏 名	住 居	所
調 査 人			

(別記2) 申請書の2の欄 許可を受けようとする土地の所在等

地籍番号	所有権以外の地界の地権が設定されている場合		市町村区域・特別区区域・その他の区域の別
	権利の種類	権利者の氏名又は名称	

(記載要領) 本表は、(別紙1)の調査人の順に名寄せして記載してください。

(新設)

様式第 2 号

農業経営発展計画認定申請書

年 月 日

農林水産大臣 殿

本店の所在地  
法人の名称  
代表者の氏名

農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 16 条の 2 第 1 項の規定に基づき、  
次の農業経営発展計画の認定を申請します。

様式第3号

農業経営発展計画の変更認定申請書

年 月 日

農林水産大臣 殿

本店の所在地  
法人の名称  
代表者の氏名

〇〇年〇〇月〇〇〇日付けで認定を受けた農業経営発展計画について、下記のとおり変更したいので、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第16条の3第1項の規定に基づき認定を申請します。

記

1 変更事項の内容

変更前	変更後

2 変更理由

(備考)

- 1 変更事項の内容については、変更前と変更後を対比して記載すること。
- 2 変更後の農業経営発展計画のほか、変更事項に係る書類を添付すること。

(新設)

様式第4号

農業経営発展計画の軽微な変更に係る届出書

年 月 日

農林水産大臣 殿

本店の所在地  
法人の名称  
代表者の氏名

〇〇年〇〇月〇〇〇日付けで認定を受けた農業経営発展計画について、下記のとおり軽微な変更があるので、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第16条の3第2項の規定に基づき届け出ます。

(新設)

記

1 軽微な変更事項の内容

変更前	変更後

2 変更の理由

(備考)

- 1 軽微な変更事項の内容については、変更前と変更後を対比して記載すること。
- 2 軽微な変更後の農業経営発展計画のほか、軽微な変更事項に係る書類を添付すること。

様式第5号

農業経営発展計画の実施状況等に係る報告（開始〇年目）

年 月 日

農林水産大臣 殿

本店の所在地  
法人の名称  
代表者の氏名

〇〇年〇〇月〇〇日付けで認定を受けた農業経営発展計画について、以下のとおり農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第16条の6第1項の規定に基づき報告します。

1. 農業経営発展計画に関する目標の達成状況

① 目標	② 目標を達成するため講じた措置
③ 目標の達成状況	
	いずれかに○ 計画どおり・ 計画どおりではない

2. 出資の状況

① 提携事業者からの出資額及び出資時期（実績）	
② その他資金調達の状況	

3. その他参考となるべき事項

--

（新設）

<p>(記載要領)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 「1. 農業経営発展計画に関する目標の達成状況」は、目標ごとに欄を繰り返して設けて記載してください。</li> <li>2 「1. ①目標」欄には、農業経営発展計画に記載している目標値を記載してください。</li> <li>3 「1. ②目標を達成するため講じた措置」欄には、農業経営発展計画に記載した目標を達成するために講じた具体的な措置（例えば農産物の加工施設の増築など）について、その内容や進捗状況等を記載してください。</li> <li>4 「1. ③目標の達成状況」欄には、目標値に対する実績値を記載してください。</li> <li>5 「2. ①提携事業者からの出資額及び出資時期（実績）」欄には、提携事業者（農業経営基盤強化促進法第16条の5に規定する提携事業者をいう。以下同じ。）から受けた出資の額及びその出資を受けた時期を記載してください。</li> <li>6 「2. ②その他資金調達の状況」欄には、農業経営の発展に関する目標を達成するための資金として、提携事業者以外からの出資、金融機関等からの融資等の実績があれば、それらの内容を記載してください。</li> </ol> <p>(添付書類)</p> <p>以下の書類を添付すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 定款の写し</li> <li>(2) 株主名簿の写し</li> <li>(3) 認定経営発展法人が農業を担う者として記載されている地域計画の写し</li> <li>(4) 直近の事業報告書</li> <li>(5) 提携事業者が法人である場合には、次に掲げるいずれかの書類 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ その株主名簿の写し又はこれに類する書類</li> <li>・ 主要株主等の氏名、住所及びその有する議決権（主要株主等が法人である場合には、その名称、主たる事務所の所在地及びその有する議決権）を証する書面</li> </ul> </li> <li>(6) 提携事業者の直近の事業報告書</li> <li>(7) その他参考となるべき書類</li> </ol>	<p>参考様式2-1号</p> <p>〇〇県農業経営・就農支援センターの運用に関する規程 (記載例)</p>
<p>(記載要領)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 「1. 農業経営発展計画に関する目標の達成状況」は、目標ごとに欄を繰り返して設けて記載してください。</li> <li>2 「1. ①目標」欄には、農業経営発展計画に記載している目標値を記載してください。</li> <li>3 「1. ②目標を達成するため講じた措置」欄には、農業経営発展計画に記載した目標を達成するために講じた具体的な措置（例えば農産物の加工施設の増築など）について、その内容や進捗状況等を記載してください。</li> <li>4 「1. ③目標の達成状況」欄には、目標値に対する実績値を記載してください。</li> <li>5 「2. ①提携事業者からの出資額及び出資時期（実績）」欄には、提携事業者（農業経営基盤強化促進法第16条の5に規定する提携事業者をいう。以下同じ。）から受けた出資の額及びその出資を受けた時期を記載してください。</li> <li>6 「2. ②その他資金調達の状況」欄には、農業経営の発展に関する目標を達成するための資金として、提携事業者以外からの出資、金融機関等からの融資等の実績があれば、それらの内容を記載してください。</li> </ol> <p>(添付書類)</p> <p>以下の書類を添付すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 定款の写し</li> <li>(2) 株主名簿の写し</li> <li>(3) 認定経営発展法人が農業を担う者として記載されている地域計画の写し</li> <li>(4) 直近の事業報告書</li> <li>(5) 提携事業者が法人である場合には、次に掲げるいずれかの書類 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ その株主名簿の写し又はこれに類する書類</li> <li>・ 主要株主等の氏名、住所及びその有する議決権（主要株主等が法人である場合には、その名称、主たる事務所の所在地及びその有する議決権）を証する書面</li> </ul> </li> <li>(6) 提携事業者の直近の事業報告書</li> <li>(7) その他参考となるべき書類</li> </ol>	<p>参考様式2-1号</p> <p>〇〇県農業経営・就農支援センターの運用に関する規程 (記載例)</p>

以下は、あくまでも記載例であり、特にセンターの運営体制については、都道府県の実情を踏まえた体制を検討してください。

## 第2 運営に関する事項

〇〇県は、センターとしての機能を担う体制の整備を以下に定めるところにより行う。

- (1) (略)
- (2) 責任統括は、〇〇県農林水産部長が担うものとし、事務局長は〇〇県農林水産部△△課長が担うものとする。また、経営統括は、〇〇県農林水産部△△課課長補佐が担うものとし、就農総括は〇〇県農林水産部◇◇課課長補佐が担うものとする。
- (3) (略)
- (4) センターの業務の実施に協力し、かつ業務の一部について請負又は助言等の活動を行う別表〇に定める機関・団体を「伴走機関」として位置付けるものとする。
- (5) 責任統括は、別表〇に掲げる関係機関・団体等が参画してセンター業務の運営に関する重要事項を決定するセンター運営会議を設置するものとする。

なお、責任統括は必要があると認めるときは、センター運営会議に伴走機関以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

①・② (略)

(6) (略)

以下は、あくまでも記載例であり、特にセンターの運営体制については、改正前の法に基づく「青年農業者等育成センター」や従来の予算措置に基づく「経営サポート体制」及び「新規就農相談センター」における体制等を参考にし、都道府県の実情を踏まえた体制を検討してください。

## 第2 運営に関する事項

〇〇県は、センターとしての機能を担う体制の整備を以下に定めるところにより行う。

- (1) (略)
- (2) 責任統括は、〇〇県農林水産部長が担うものとし、事務局長は〇〇県農林水産部△△課長が担うものとする。
- (3) (略)
- (4) センターの業務の実施に協力し、かつ一部業務の請負又は助言等の活動を行う別表〇に定める機関・団体を「伴走機関」として位置付けるものとする。
- (5) 責任統括は、別表〇に掲げる関係機関・団体等が参画し、センター業務の運営に関する重要事項を決定するセンター運営会議を設置するものとする。

なお、責任統括は必要があると認めるときは、センター運営会議に伴走機関以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

①・② (略)

(6) (略)

(7) 農業経営・就農サポート活動及び農業を担う者の確保・育成プロジェクト活動において中心的な役割を担う専属スタッフを以下の通り配置する。

① 第3の1の活動において中心的役割を担う専属スタッフを以下のとおり配置する。

氏名	属性	区分	1の活動における主な役割	主な配置先
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
▲▲ ▲▲	〇〇県農業振興公社職員	経営	経営相談対応、農業経営の移譲を希望する農業者の情報収集等	〇〇県農業経営・就農支援センター
■ ■ ■ ■	〇〇県農業振興公社職員	就農	就農相談対応、 <u>研修先との調整等</u>	〇〇県農業経営・就農支援センター
◆ ◆ ◆ ◆	〇〇県農業振興公社職員	就農	就農相談対応、各種情報の収集・提供、候補市町村との調整等	〇〇県農業会議

※ 農業経営・就農サポート活動に係る専門家や関係者等との連絡調整、各種事務処理など、プロジェクト専属スタッフの補助業務を行う「補助職員」〇名を別途事務局内に配置する。

② (略)

(8) 伴走型支援（農業経営に関する相談対応、農業経営者の農業経営について経営力、財務管理、生産管理、マーケティング及び労務管理等に関する分析と改善提案（以下「経営診断」という。）の実施、経営戦略（重点支援対象者において達成すべき定量目標及び支援工程を定めたものをい

(7) 農業経営・就農サポート活動及び農業を担う者の確保・育成プロジェクト活動において中心的な役割を担う専属スタッフを以下の通り配置する。

① 第3の1の活動において中心的役割を担う専属スタッフを以下のとおり配置する。

氏名	属性	区分	1の活動における主な役割	主な配置先
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
▲▲ ▲▲	〇〇県農業振興公社職員	経営	経営サポート活動の管理、農業経営の移譲を希望する農業者の情報収集等	〇〇県農業経営・就農支援センター
■ ■ ■ ■	〇〇県農業振興公社職員	就農	就農相談対応、 <u>就農サポート活動の管理</u> 等	〇〇県農業経営・就農支援センター
◆ ◆ ◆ ◆	嘱託（農業会議勤務経験者）	就農	就農相談対応、各種情報の収集・提供、候補市町村との調整等	〇〇県農業会議

※ 農業経営・就農サポート活動に係る専門家や関係者等との連絡調整、各種事務処理など、専属スタッフの補助業務を行う「補助職員」〇名を別途事務局内に配置する。

② (略)

(8) 伴走型支援（農業経営に関する相談対応、農業経営者の経営資源・財務内容の分析（以下「経営診断」という。）の実施、経営戦略（重点支援対象者において達成すべき定量目標及び支援工程を定めたものをいう。以下同じ。）の策定、専門家派遣等による経営戦略の達成に向けた個別経

う。以下同じ。)の策定、専門家派遣等による経営戦略の達成に向けた個別経営支援をいう。)を実施する上で必要な以下の事項の決定等を行う、伴走機関、普及組織、専属スタッフ、(9)の④のアの専門家等で構成された経営戦略会議(構成員は別紙〇のとおり)を設置する。

また、責任統括は、毎月1回以上、経営戦略会議を開催するものとし、その開催に当たっては、経営戦略の策定・見直しを効率的かつ迅速に行う必要があると認める場合は、当該経営戦略に係る重点支援対象者が農業経営を行う区域に係るメンバーのみを参集して開催することができるものとする。

①～④ (略)

(9) 農業者からの経営改善、法人化、円滑な経営継承などの多様な経営課題等の解決に向けて必要な専門的な助言・指導が行える者を専門家として確保・育成する。

①・② (略)

③ センター運営会議は、アからウまでのいずれかの専門資格等を有しており、かつエ及びオを満たしていると認められた者について、専門家として登録する。

なお、登録された専門家は、国が提供する農業経営人材育成研修プログラム (<https://agri-educ.maff.go.jp/keiei/>) (以下「研修プログラム」という。)のうち支援コースを修了するなど、その支援能力向上に努めなければならない。

ア～エ (略)

オ 自らの専門的分野において農業者等への支援実績があること、又は専門家として登録しようとする年度におい

営支援をいう。)を実施する上で必要な以下の事項の決定等を行う、伴走機関、普及組織、専属スタッフ、(9)の④のアの専門家等で構成された経営戦略会議(構成員は別紙〇のとおり)を設置する。

また、責任統括は、毎月1回以上、経営戦略会議を開催するものとし、その開催に当たっては、必要に応じて、当該経営戦略に係る重点支援対象者が農業経営を行う区域に係るメンバーのみを参集して開催することができるものとする。

①～④ (略)

(9) 農業者からの経営改善、法人化、円滑な経営継承などの多様な経営課題等の解決に向けて必要な専門的な助言・指導が行える者を専門家として確保・育成する。

①・② (略)

③ センター運営会議は、アからウまでのいずれかの専門資格等を有しており、かつエ及びオを満たしていると認められた者について、専門家として登録する。

ア～エ (略)

オ 自らの専門的分野において農業者等への支援実績があること

て、研修プログラムの支援コースのうち「経営相談のポイント」、「経営改善策の提案・支援のプロセス」及び「農業施策」の3科目を修了していること

- ④ (略)
- ⑤ 専門家の登録に当たっては、別紙〇により反社会的勢力排除に関する誓約を行わせるとともに、〇〇県又はセンターの信用を毀損する行為、〇〇県又はセンターの同意を得ずに自らの営業行為等を禁止するものとする。

また、重点支援対象者への助言・指導に当たっては、農業法人の定款や就業規則などの成果物の作成・納入、就業規則の労働基準監督署への提出などの役務提供は行わないものとする。

### 第3 業務の内容・実施方法に関する事項

#### 1 農業経営・就農サポート活動

- (1) (略)
- (2) 重点支援対象者への支援の実施
  - ① (略)
  - ② 経営診断の実施

専属スタッフは、センター運営会議において重点支援対象者と決定した者の経営状況等の把握や経営戦略案を作成するために必要があると判断したときは、国が提供する農業経営診断システム (<https://agri-diagnosis.maff.go.jp/>) (以下「経営診断システム」という。)等を活用した、専門家等による経営診断を実施するものとする。

- ③・④ (略)

#### (3) 相談カルテ等の作成

- ④ (略)
- ⑤ 専門家の登録に当たっては、別紙〇により反社会的勢力排除に関する誓約を行わせるとともに、〇〇県又はセンターの信用を毀損する行為、センターの同意を得ずに自らの営業行為等を禁止するものとする。

また、重点支援対象者への助言・指導に当たっては、農業法人の定款や就業規則などの成果物の作成・納入、就業規則の労働基準監督署への提出などの役務提供は行わないものとする。

### 第3 業務の内容・実施方法に関する事項

#### 1 農業経営・就農サポート活動

- (1) (略)
- (2) 重点支援対象者への支援の実施
  - ① (略)
  - ② 経営診断の実施

専属スタッフは、センター運営会議において重点支援対象者と決定した者の経営状況等の把握や経営戦略案を作成するために必要があると判断したときは、専門家等による経営診断を実施するものとする。

- ③・④ (略)

#### (3) 相談カルテ等の作成

専属スタッフ又は専門家は、(1)の相談者及び(2)の重点支援対象者からの相談内容、相談の対応状況、就農候補市町村との調整状況、経営戦略の内容、支援の実施状況等の相談者等に係る当該年度における全ての取組内容について、相談内容等に応じて、就農相談カルテ、参入相談カルテ、経営相談カルテ又は経営移譲希望カードに記録する。

なお、この記録の作成、活用及び管理に当たっては、農業者等から書面(参考様式)で同意を得た上で、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)に基づき、適切に取り扱うものとする。

ただし、電話による相談など、書面で同意を得ることが困難な場合は、本人に対して、誰が、いつ、電話により同意を得たかを記録した上で、同様に取り扱うものとする。

2 (略)

3 その他農業を担う者の育成・確保活動

センターの取組概要や支援実績等の情報発信、自然災害等により農業経営に影響を受けた者に対する経営継続・経営再開等に向けた相談対応等の支援等の業務を行う。

参考様式2-2号

〇〇県農業経営・就農支援センターの業務に係る  
個人情報の取扱いについて(例)

専属スタッフ又は専門家は、(1)の相談者及び(2)の重点支援対象者からの相談内容、相談の対応状況、就農候補市町村との調整状況、経営戦略の内容、支援の実施状況等の相談者等に係る当該年度における全ての取組内容について、相談内容等に応じて、就農相談カルテ、参入相談カルテ、経営相談カルテ又は経営移譲希望カードに記録する。

なお、この記録の作成、活用及び管理に当たっては、農業者等から書面(参考様式)(電話相談においては口頭も可)で同意を得た上で、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)に基づき、適切に取り扱うものとする。

2 (略)

3 その他農業を担う者の育成・確保活動

自然災害等により農業経営に影響を受けた者に対する経営継続・経営再開等に向けた相談対応等の支援、農業経営の指導を担当する者の養成等の業務を行う。

参考様式2-2号

〇〇県農業経営・就農支援センターの業務に係る  
個人情報の取扱いについて(例)

〇〇県及び〇〇県農業経営・就農支援センターは、〇〇県農業経営・就農支援センターの業務の実施に際して得た個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）等に基づき、適正に管理し、本センターの業務の実施のために利用します。

また、〇〇県及び〇〇県農業経営・就農支援センターは、本センターの業務のほか、農業を担う者の育成・確保に資する取組に活用するため、必要最小限度内で、下記の関係機関へ提供する場合があります。

このほか、就農準備や経営改善等の取組状況、専門家からの助言等の内容についても、助言・指導等を実施する際のデータとして活用するため、関係機関へ提供する場合があります。

提供する情報の内容	①就農等希望者又は農業者の氏名（法人にあっては名称及び代表者名）及び年齢、②住所、③相談内容、④経営内容、⑤支援等の実施状況や専門家からの助言等の内容等
情報を提供する関係機関	国、 <u>国から農業経営診断システムに係る業務を委託された者</u> 、都道府県、〇〇県から農業経営・就農支援センターに係る業務の一部を委託された者、農業経営・就農支援センターに登録された専門家、市町村、農業委員会ネットワーク機構、農業委員会、農業協同組合連合会、農業協同組合、〇〇県農業会議、〇〇県法人協会、土地改良区、農地中間管理機構、普及指導センター、株式会社日本政策金融公庫 等 (※ その他追加する機関（都道府県労働局や公共職業安定所、一般財団法人自衛隊

〇〇県及び〇〇県農業経営・就農支援センターは、〇〇県農業経営・就農支援センターの業務の実施に際して得た個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）等に基づき、適正に管理し、本センターの業務の実施のために利用します。

また、〇〇県及び〇〇県農業経営・就農支援センターは、本センターの業務のほか、農業を担う者の育成・確保に資する取組に活用するため、必要最小限度内で、下記の関係機関へ提供する場合があります。

このほか、就農準備や経営改善等の取組状況、専門家からの助言等の内容についても、助言・指導等を実施する際のデータとして活用するため、関係機関へ提供する場合があります。

提供する情報の内容	①就農等希望者又は農業者の氏名（法人にあっては名称及び代表者名）及び年齢、②住所、③相談内容、④経営内容、⑤支援等の実施状況や専門家からの助言等の内容等
情報を提供する関係機関	国、 <u>国から農業経営診断システムに係る業務を委託された者</u> 、都道府県、〇〇県から農業経営・就農支援センターに係る業務の一部を委託された者、農業経営・就農支援センターに登録された専門家、市町村、農業委員会ネットワーク機構、農業委員会、農業協同組合連合会、農業協同組合、〇〇県農業会議、〇〇県法人協会、土地改良区、農地中間管理機構、普及指導センター、株式会社日本政策金融公庫 等 (※ その他追加する機関（都道府県労働局や公共職業安定所、一般財団法人自衛隊

援護協会等)があれば明確にすること)

援護協会等)があれば明確にすること)

参考様式 8 号

農業経営改善計画  青年等就農計画  
の認定に係る個人情報の取扱いについて (例)

〇〇市町村/〇〇都道府県/国は、農業経営改善計画又は青年等就農計画(以下「経営改善計画等」という。)の認定に際して得た個人情報について、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)等に基づき、適正に管理し、本認定業務の実施のために利用します。

また、〇〇市町村/〇〇都道府県/国は、本認定業務のほか、地域計画の作成・見直し、農業委員会の委員の任命、農業協同組合の理事等の選任、農業経営の法人化・基盤強化支援、その他の経営改善等に資する取組に活用するため、必要最小限度内で、下記の関係機関へ提供する必要があります。

このほか、経営改善計画等の実施状況や専門家からの助言等の内容についても、指導等を実施する際のデータとして活用するため、関係機関へ提供する必要があります。

提供する情報の内容	①認定農業者又は認定新規就農者の氏名(法人にあっては名称及び代表者名)及び年齢、②住所、③経営改善計画等の認定の有効期間、④経営改善計画等の内容、⑤経営改善計画等の実施状況や専門家からの助言等の内容 等
-----------	---

情報を提供する関係機関	国、都道府県、市町村、地域農業再生協議会、農業委員会ネットワーク機構、農業委員会、農業協同組合連合会、農業協同組合
-------------	---

参考様式 8 号

農業経営改善計画  青年等就農計画  
の認定に係る個人情報の取扱いについて (例)

〇〇市町村/〇〇都道府県/国は、農業経営改善計画又は青年等就農計画(以下「経営改善計画等」という。)の認定に際して得た個人情報について、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)等に基づき、適正に管理し、本認定業務の実施のために利用します。

また、〇〇市町村/〇〇都道府県/国は、本認定業務のほか、地域計画の作成・見直し、農業委員会の委員の任命、農業協同組合の理事等の選任、その他の経営改善等に資する取組に活用するため、必要最小限度内で、下記の関係機関へ提供する場合があります。

このほか、経営改善計画等の実施状況や専門家からの助言等の内容についても、指導等を実施する際のデータとして活用するため、関係機関へ提供する必要があります。

提供する情報の内容	①認定農業者又は認定新規就農者の氏名(法人にあっては名称及び代表者名)及び年齢、②住所、③経営改善計画等の認定の有効期間、④経営改善計画等の内容、⑤経営改善計画等の実施状況や専門家からの助言等の内容 等
-----------	---

情報を提供する関係機関	国、都道府県、市町村、地域農業再生協議会、農業委員会ネットワーク機構、農業委員会、農業協同組合連合会、農業協同組合
-------------	---

、土地改良区、農地利用改善団体、農地中間管理機構、普及指導センター、農業経営・就農支援センター、株式会社日本政策金融公庫、独立行政法人農業者年金基金 等  
(※ その他追加する機関(都道府県労働局や公共職業安定所等)があれば追記すること)

、土地改良区、農地利用改善団体、農地中間管理機構、普及指導センター、農業経営・就農支援センター、株式会社日本政策金融公庫、独立行政法人農業者年金基金 等  
(※ その他追加する機関(都道府県労働局や公共職業安定所等)があれば追記すること)

参考様式第9-1号

(新設)

番 号  
年 月 日

農林水産大臣 殿

農業委員会

農業経営発展計画の認定について(回答)

〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇〇〇第〇〇号で協議のあった標記の件については、協議に係る農業経営発展計画に記載された農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号。以下「法」といいます。)第16条の2第2項第6号イに掲げる事項(農地法(昭和27年法律第229号)第3条第1項の許可を受けなければならないものに係るものに限る。)が農地法第3条第2項の規定により同条第1項の許可をすることができない場合に該

当しないものであると認めるので、法第16条の2第5項の規定に基づき、同意をします。

参考様式第9-2号

番 \_\_\_\_\_ 号

年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

農林水産大臣 殿

農業委員会

農業経営発展計画の認定について（回答）

〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇〇〇第〇〇号で協議のあった標記の件については、協議に係る農業経営発展計画に記載された農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「法」といいます。）第16条の2第2項第6号イに掲げる事項（農地法（昭和27年法律第229号）第3条第1項の許可を受けなければならないものに係るものに限る。）が農地法第3条第2項の規定により同条第1項の許可をすることができない場合に該当するものであると認めるので、法第16条の2第5項の規定に基づく同意をしません。

記

（新設）

同意をしない理由

参考様式第9-3号

番 号  
年 月 日

農業委員会  
都道府県農業委員会ネットワーク機構

殿

都道府県知事  
市町村長  
農業委員会

農業経営発展計画の認定について（協議）

〇〇年〇〇月〇〇〇日付けで別添写しのとおり下記の法人から農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第16条の2第1項（※1）の規定に基づく認定の申請があった農業経営発展計画に、同条第2項第5号ハ（農地法（昭和27年法律第229号）第4条第1項の許可を受けなければならぬものに係るものに限る。）（※2）に掲げる事項の記載があるので、同条第6項の規定に基づき、協議します。

なお、本協議に対し、同意をしないとき又は同意に条件を付するときは、その理由及び条件を回答書に付記するようお願いいたします。

（新設）

記

1 住 所：

2 法人名：

(備考)

※1 農業経営発展計画の変更の認定申請の場合は、下線部分を「第16条の3第1項」とする。

※2 農業経営発展計画に農業経営基盤強化促進法第16条の2第2項第6号ロ(農地法第5条第1項の許可を受けなければならないものに係るものに限る。)に掲げる事項の記載がある場合は、下線部分を「第6号ロ(農地法第5条第1項の許可を受けなければならないものに係るものに限る。)」とする。

別添として申請に係る農業経営発展計画の申請書及びその添付書類の写しを添付する。

参考様式第9-4号

番 号  
年 月 日

農林水産大臣

都道府県知事

市町村長

農業委員会

殿

(新設)

都道府県知事  
市町村長  
農業委員会  
都道府県農業委員会ネットワーク機構

農業経営発展計画の認定について（回答）

〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇〇〇第〇〇号で協議のあった標記の件については、協議に係る農業経営発展計画に記載された農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第16条の2第2項第5号ハ（農地法（昭和27年法律第229号）第4条第1項の許可を受けなければならないものに係るものに限る。）（※1）に掲げる事項が、同条第8項第1号（※2）に掲げる要件に該当するものであると認めるので、同条第6項の規定に基づき、同意をします。

（備考）

農業経営発展計画に農業経営基盤強化促進法第16条の2第2項第6号ロに掲げる事項（農地法第5条第1項の許可を受けなければならないものに係るものに限る。）が記載されている場合は、※1の下線部分を「第6号ロ（農地法（昭和27年法律第229号）第5条第1項の許可を受けなければならないものに係るものに限る。）」とし、※2の下線部分を「第2号」とする。

参考様式第9－5号

（新設）

番 \_\_\_\_\_ 号

年 月 日

農林水産大臣

都道府県知事

殿

市町村長

農業委員会

都道府県知事

市町村長

農業委員会

都道府県農業委員会ネットワーク機構

農業経営発展計画の認定について（回答）

〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇〇〇第〇〇号で協議のあった標記の件については、協議に係る農業経営発展計画に記載された農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第16条の2第2項第5号ハ（農地法（昭和27年法律第229号）第4条第1項の許可を受けなければならないものに係るものに限る。）（※1）に掲げる事項が同条第8項第1号（※）に掲げる要件に該当するものであると認められないので、同意をしません。

記

同意をしない理由

（備考）

農業経営発展計画に農業経営基盤強化促進法第16条の2第2項第6号口に掲げる事項(農地法第5条第1項の許可を受けなければならないものに係るものに限る。)が記載されている場合は、※1の下線部分を「第6号ロ(農地法(昭和27年法律第229号)第5条第1項の許可を受けなければならないものに係るものに限る。)」とし、※2の下線部分を「第2号」とする。

参考様式第10号 (略)

参考様式第9号 (略)

#### 附 則

- 1 この通知は、令和〇年〇月〇日から施行します。
- 2 この通知による改正前の規定に基づいて実施された事務については、なお従前の例によるものとします。
- 3 この通知の施行の際現にあるこの通知による改正前の様式(次項において「旧様式」といいます。)により使用されている書類は、この通知による改正後の様式によるものとみなします。
- 4 この通知の施行の際現にある旧様式については、当分の間、これを取り繕って使用することができます。